

《はじめに》

湖南省では、平成 18 年（2006 年）6月に、障がいのある人が地域でいきいきと安心して暮らせる地域社会を目指して、「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」を制定し、市が行う基本的な事項を定めることにより障がいのある人の一人ひとりの能力、適性、発達段階および社会環境に応じた福祉のまちづくりに取り組んできました。



国においては平成 28 年（2016 年）に障害者総合支援法および児童福祉法、発達障害者支援法の改正を行い、平成 30 年（2018 年）には障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、令和元年（2019 年）には読書バリアフリー法の制定を行う等、共生社会の実現に向けた法整備と施策が進められています。

滋賀県では、令和元年（2019 年）10 月に全面施行された「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を、障がいのある人もない人もお互いにその人らしさを認めあいながらともに生きる社会の実現を目指して制定しています。「共生社会」の実現は障害者基本法、障害者総合支援法にも掲げられていますが、本市においてもお互いを思いやり、尊重しながら住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指しているところです。

このような動向のなか、障がい福祉分野のまちづくりの指針となる「湖南省障がい者計画」、具体的な整備を推進するための「湖南省障がい福祉計画」、「湖南省障がい児福祉計画」を一体とした「第 3 次湖南省障がい者の支援に関する基本計画」を策定し、障がい者施策における具体的なサービス目標、施策を設定し、共生社会の実現を目指すまちの姿を描いています。

昨年から新型コロナウイルス感染症の影響により私たちの暮らしは大きく変わりました。障がい福祉の分野においても、教育（発達支援）、社会参加、就労等日常生活への影響が少なくありません。行政における社会福祉分野に関する事業や施策への取り組みとともに、市民の皆様には、一人ひとりがその人らしい暮らしができるまちづくりの実現のために、思いやりや支えあいの実践にご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・提言をいただきました策定委員会の委員の皆様、関係団体をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和 3 年（2021 年）3 月 31 日

湖南省長 生 田 邦 夫

わたしたちは一人ひとり違います。見た目も、心のうちの想いも。そしておそらく、その人が大切にしていることも、一人ひとり違うことでしょう。

それらは、かけがえのないものであり、互いに尊重されなくてはなりません。でも現実の社会では、どうでしょうか。差別やいじめはないでしょうか。

湖南省には約5万5千人の人が住んでいます。そのなかで障害者手帳を持っている人は約3千人。そのほか手帳を持っていないけれども障がいのある人も少なくありません。

湖南省に立地する近江学園を創設した糸賀一雄氏は、障がい者福祉に関して、こう言っています。「このひとたちが、じつは私たちと少しも変わらない存在であって、その生命の尊厳と自由な自己実現を願っており、うまれてきた生き甲斐を求めていることを友愛的に共感して、それが本当に社会の常識となることへの道行が『福祉』となる」（『福祉の思想』）と。

“この子らを世の光に”という氏の言葉に共鳴してきた多くの人たちの努力の積み重ねによって、いまの湖南省の“光”があるといえるかもしれません。全国に先駆けてつくりあげた発達支援システムは多くの人たちの丁寧なキャッチボールを通じて育ち続けてきました。でも、まだその先へ進まなければなりません。障がいのある人が差別やいじめを受けることなく、共生する地域社会が実現するためには、わたしたち一人ひとりの意識や行動の、ちょっとした努力を少しずつ重ねていく必要があります。

この『みんなでとりくむ つばさプラン』は、そのような願いと責任から書かれたものです。

<目次>

第1章：この計画について	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	4
第2章：湖南省の障がい福祉の現状と課題	7
1. 手帳所持者数の動向と社会資源の概況	7
2. 調査結果等からみる湖南省の課題	16
第3章：計画の理念と目標	25
1. 3つの原則	25
2. 基本理念	26
3. この計画の目標	27
第4章：障がい者福祉の施策	28
1. 施策の体系	28
2. 施策の内容	29
第5章：湖南省障がい福祉計画・障がい児福祉計画	60
1. 福祉サービス等の概要	60
2. 成果目標	62
3. 福祉サービス等の見込み量と確保方策	67
I. 障害者総合支援法によるサービス	68
II. 児童福祉法によるサービス	94
第6章：計画の推進	101

資料編

第1章：この計画について

1. 計画の目的

(1) 計画策定の背景

近年、高齢化や核家族化などの環境の変化により、障がいのある人のニーズは多様化しており、地域で安心して暮らし続けるためにさまざまな取り組みが求められています。

国においては、平成23年（2011年）8月に「障害者基本法」が改正され、全ての国民が障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指し、地域社会の共生や差別の禁止などが規定されました。

また、「障害者基本法」の改正趣旨を踏まえ、平成25年（2013年）4月には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」として改正施行され、障がい者の範囲の見直しや制度の拡充が図られました。

その後、平成28年（2016年）4月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国、地方公共団体、民間事業者などにおける差別を解消するための措置などについて定めた、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。さらに、同年6月には「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、「児童福祉法」の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年（2018年）4月から施行されています。

県においては、平成30年（2018年）3月に「滋賀県障害者プラン」の改定を行うとともに、平成31年（2019年）10月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が全面施行され、障がいのある人が望む暮らしを実現できるよう、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、理解し、助けあうことができる共生社会の実現に向け、障がい施策の総合的な推進を図っています。

(2) 湖南市の進める障がい福祉

湖南市（以下「本市」という。）は、平成18年（2006年）6月に、障がい者の自立および障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的として、「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南市条例」を制定し、障がい者自立支援法のモデルとなった発達支援システムの構築や、「障がい者就労情報センター」を庁舎内に設置するなど、全国的にも先進的な取り組みを進めています。

平成27年（2015年）3月には「第2次湖南市障がい者の支援に関する基本計画 みんなでとりくむ つばさプラン」を策定し、「一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南市」の実現を目指してきました。また、平成30年（2018年）3月に同計画を改定、「第5期湖南市障がい福祉計画」および「第1期湖南市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの確保や提供体制の基盤強化に努めています。

本市では、これらの計画に基づき、市民、事業者、行政が協働して、「一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南市」の実現に向けて、福祉のまちづくりに取り組んできました。さらなる障がい者理解の促進、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるため、障害者地域生活支援拠点整備を行い、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための支援体制の構築に向けて、関係機関との連携を強化し、種々の取り組みを進めています。

このたび、令和2年度（2020年度）に目標年次を迎え、また、国の基本指針が見直されたことから、法制度改正の動向や社会状況の変化、本市における障がい者施策の現状や課題を踏まえ、本市における障がい者施策の基本指針として、障がい者福祉の充実に向けた各種施策の方向性を明らかにするため、「第3次湖南市障がい者計画」、「第6期湖南市障がい福祉計画」および「第2期湖南市障がい児福祉計画」を「第3次湖南市障がい者の支援に関する基本計画 みんなでとりくむ つばさプラン（以下「本計画」という。）」として一体的に策定します。

■国が示す障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針見直しの主なポイント(抜粋)

①地域における生活の維持及び継続の推進

- ・ 障害者地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症に係る取組事項を盛り込む。

③相談支援体制の充実・強化等

- ・ それぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う。

④障害福祉人材の確保

- ・ 将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくために、提供体制と合わせてそれを担う人材を確保していくため、関係者が協力して、障害福祉の現場が魅力的な職場であることの周知・広報等に取り組む。

⑤福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。
- ・ 就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。
- ・ 地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携¹を更に推進する。

⑥発達障害者等支援の一層の充実

- ・ 発達障害者等に対して適切な対応を行うため、発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。

¹ 農福連携：障がいのある人の就労（雇用）拡大と農業担い手不足の解消・生産力向上の両者をマッチングした事業。

- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。

⑦障害者の社会参加を支える取組

- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障害のある人が文化芸術を享受し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。
- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

⑧「地域共生社会²」の実現に向けた取組

- ・地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。

⑨障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援の在り方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。

⑩障害福祉サービスの質の向上

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について盛り込む。

² 地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の名称

「湖南省障がい者の支援に関する基本計画 みんなでとりくむ つばさプラン」は、みんなの想いを乗せて大空を飛ぶ鳥のつばさをイメージしています。

一人ひとりの自己実現を大切に、互いに支え、支えられながら、ともに生きられる社会の実現をめざした湖南省の想いを表すものとして、第3次計画においてもこの名称を引き継ぎます。

(2) 上位関連計画等と法的根拠

本計画は、「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」を踏まえつつ、以下の3つの法定計画を合わせて策定した計画です。

「湖南省総合計画後期基本計画」を上位計画とし、「湖南省地域福祉計画」をはじめ、福祉や人権等の関連諸計画と協調した推進を図るものです。

「湖南省障がい者計画」

- 本市の障がい福祉分野のまちづくりの指針となる計画です。
- 「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害者計画です。

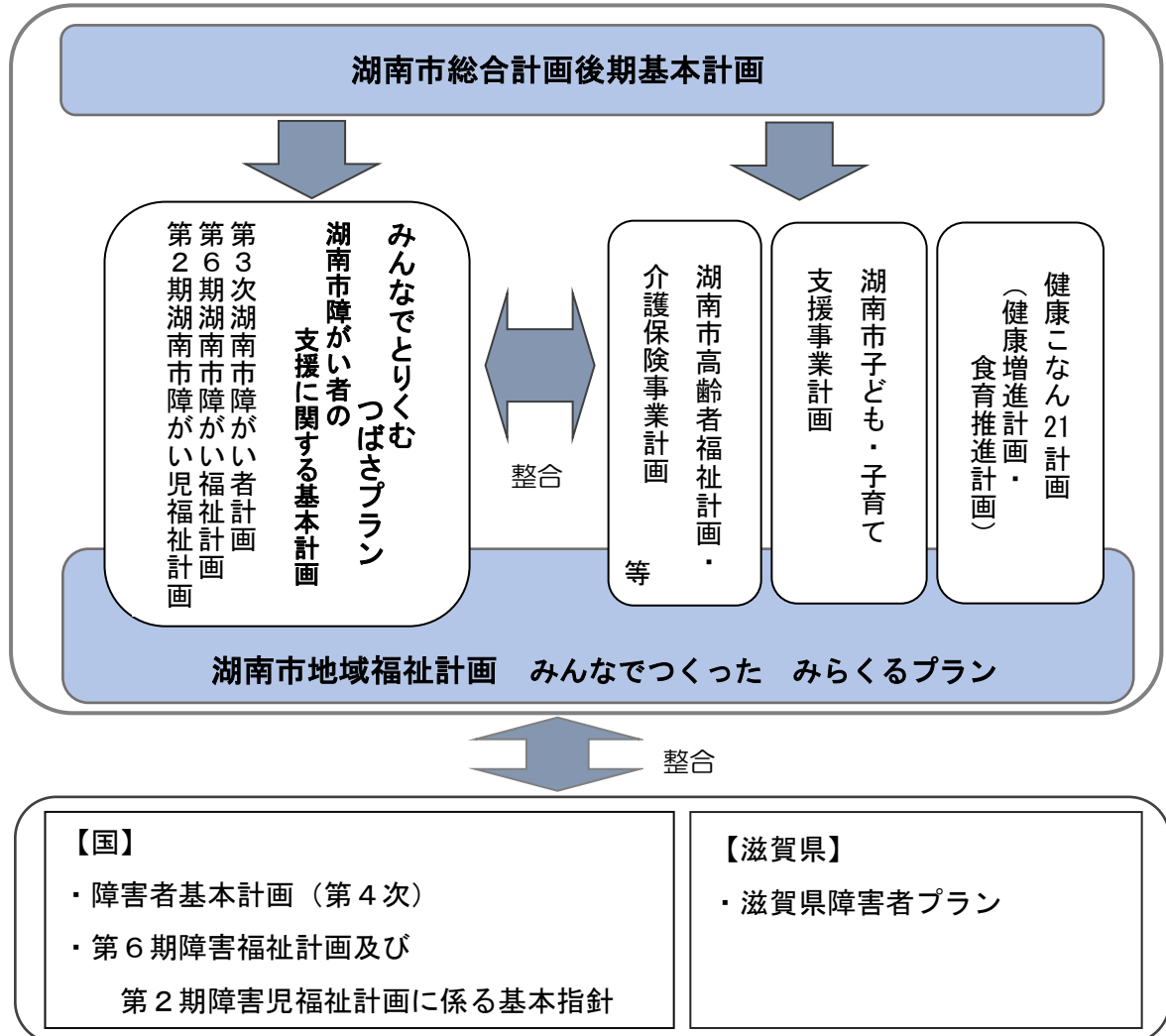
「湖南省障がい福祉計画」

- 「湖南省障がい者計画」を踏まえて策定するもので、障がい福祉サービス等の供給に目標数値を掲げて、具体的な整備を推進するための計画です。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害福祉計画です。

「湖南省障がい児福祉計画」

- 平成30年（2018年）4月1日施行の「改正児童福祉法第33条の20第1項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害児福祉計画です。
- 「同第6項」に基づいて、「湖南省障がい児福祉計画」は「湖南省障がい福祉計画」と一体のものとして策定しています。

■他計画等との関連図

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs³) の取り組み

本市は、令和2年(2020年)7月17日に内閣府から「SDGs 未来都市」に選定され、国と連携しながら、SDGsの達成に向けて総合的かつ効果的な取り組みの推進を図っています。官民連携の自然エネルギーの導入プロジェクトの実施、地域内経済循環の創出、多様な主体との連携により地域の活力を創出し、未来を創造するさりげない支えあいのまちづくりに取り組んでいます。



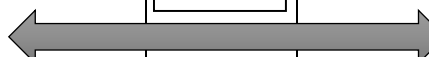


本市は福祉先進の地として、福祉サービスの充実や、雇用環境の整備にむけた企業啓発、農福連携の新たな取り組みへの支援等を通じて、障がいのある人の「その人らしい」就労を促進し、一人ひとりの能力、適性、発達段階、および社会環境にに応じていきいきと安心して暮らせる地域社会の実現をめざしています。

■本計画に関連する
SDGsの目標

³ SDGs: エスディージーズ。持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)。2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とする17の国際目標。

(4) 計画の期間

「第3次湖南省市障がい者計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。また、「第6期湖南省市障がい福祉計画」および「第2期湖南省市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
湖南省市障がい者計画	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第3次</div> 					
湖南省市障がい福祉計画	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第6期</div> 			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第7期</div> 		
湖南省市障がい児福祉計画	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第2期</div> 			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第3期</div> 		

(5) 計画の対象

- ◆ 湖南省市在住の市民、通勤・通学する人、湖南省市に來訪する人、また、遠隔地から湖南省市の情報等にアクセスする人のすべてであり、このうち、主たる対象が、障がいのある人になります。
- ◆ 「障がいのある人」の表現は、法律にいう「障害者」と同義です。
法律・制度等の固有名詞で「障害」という表記が使用されているものを除いて、この計画では「障がい」「障がいのある人」という表記で統一しています。
- ◆ 即ち「障がいのある人」とは、以下のように「障害者基本法第2条」で定義される人をいいます。

「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がいおよび社会的障壁⁴により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

- ◆ また、子どもについていう場合には、同様に「障がいのある子ども」「障がい児」の表現を用いています。

⁴ 社会的障壁：障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で、障壁となるもの（社会における事物、制度、慣行、観念など）。

第2章：湖南省の障がい福祉の現状と課題

1. 手帳所持者数の動向と社会資源の概況

※集計結果はすべて、小数点第2位を四捨五入しているため、比率（％）の合計が100.0%にならないことがある。

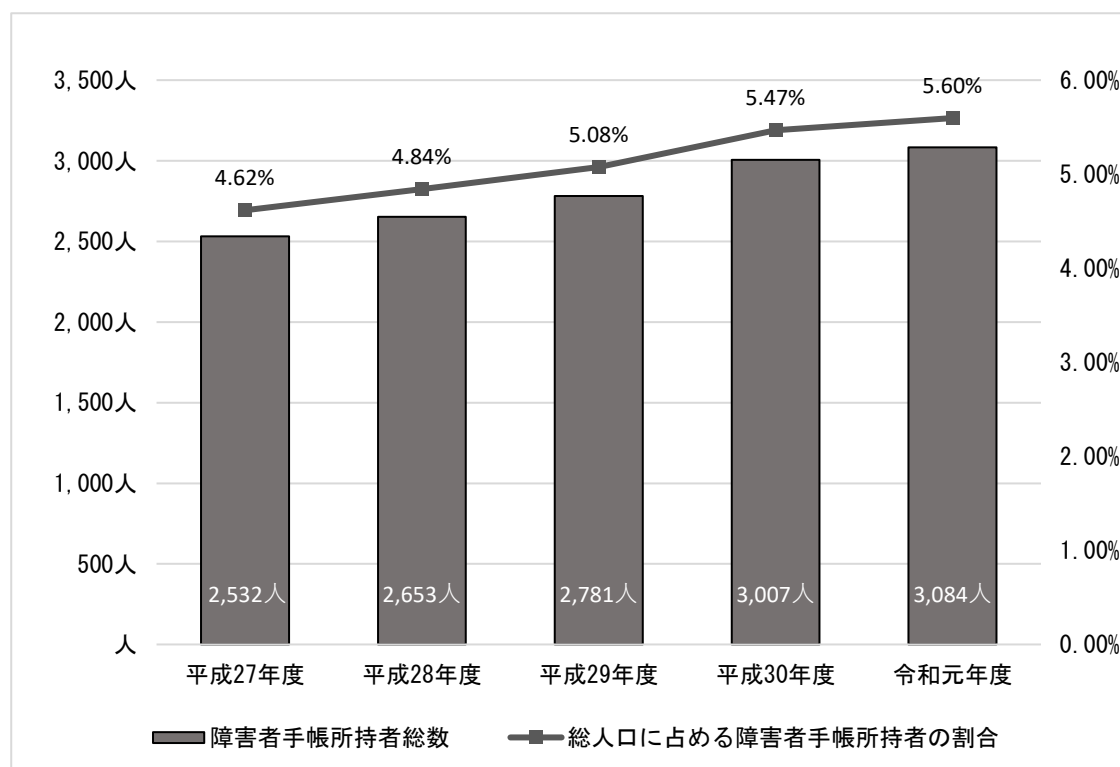
(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳を持っている人は増加傾向にあり、令和元年度は3,084人となっています。また、総人口に占める割合も微増しており、令和元年度においては5.60%となっています。

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口		54,843人	54,789人	54,778人	54,998人	55,105人
身体障害者手帳	人数	1,711人	1,753人	1,830人	1,955人	1,996人
	割合	3.12%	3.20%	3.34%	3.55%	3.62%
療育手帳	人数	522人	568人	605人	651人	683人
	割合	0.95%	1.04%	1.10%	1.18%	1.24%
精神障害者保健福祉手帳	人数	299人	332人	346人	401人	405人
	割合	0.55%	0.61%	0.63%	0.73%	0.73%
障害者手帳所持者総数		2,532人	2,653人	2,781人	3,007人	3,084人
総人口に占める 障害者手帳所持者の割合		4.62%	4.84%	5.08%	5.47%	5.60%

各年度3月末日現在

■障害者手帳所持者数および所持比率



(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

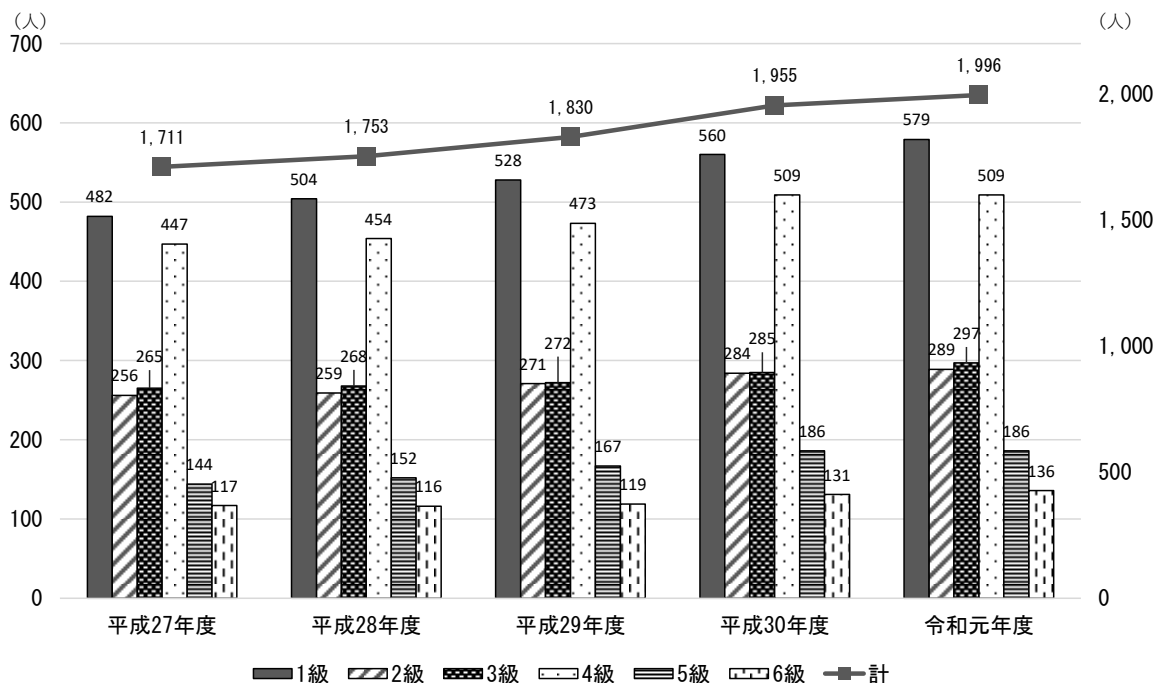
身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度は1,996人となっています。また、等級別の所持者数の推移をみても、どの級数においても増加しています。

■身体障害者手帳所持者の状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	人数	482	504	528	560	579
	割合	28.2%	28.8%	28.9%	28.6%	29.0%
2級	人数	256	259	271	284	289
	割合	15.0%	14.8%	14.8%	14.5%	14.5%
3級	人数	265	268	272	285	297
	割合	15.5%	15.3%	14.9%	14.6%	14.9%
4級	人数	447	454	473	509	509
	割合	26.1%	25.9%	25.8%	26.0%	25.5%
5級	人数	144	152	167	186	186
	割合	8.4%	8.7%	9.1%	9.5%	9.3%
6級	人数	117	116	119	131	136
	割合	6.8%	6.6%	6.5%	6.7%	6.8%
計	人数	1,711	1,753	1,830	1,955	1,996
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

各年度3月末日現在

■等級別の身体障害者手帳所持者の推移



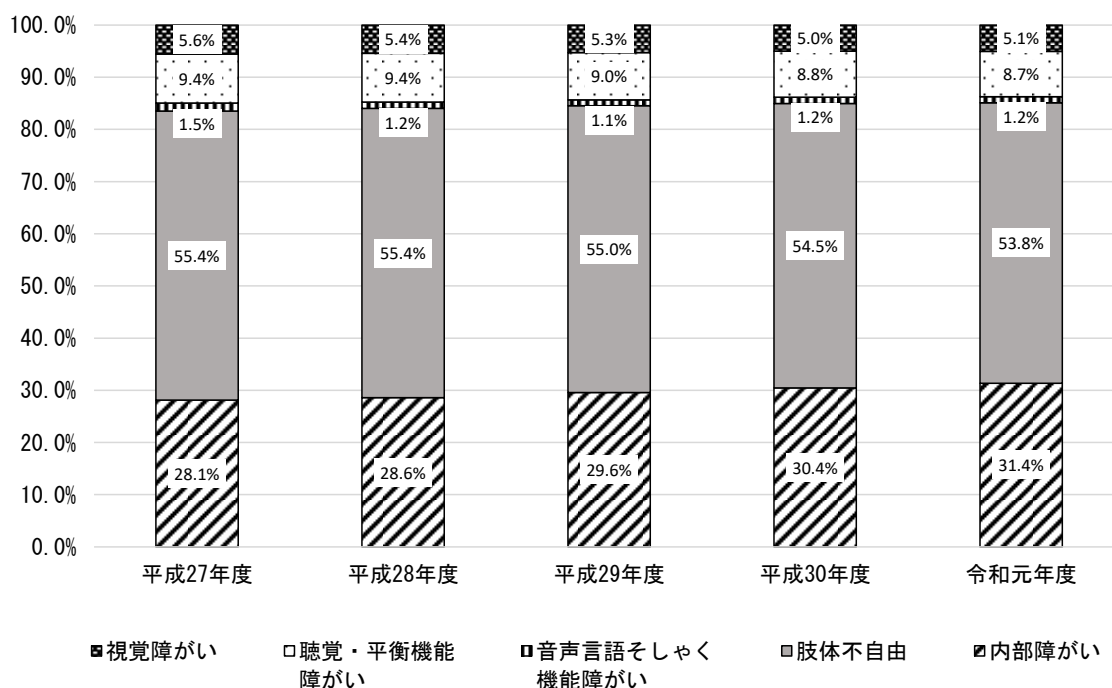
身体障害者手帳所持者数の部位別構成比の推移をみると、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、肢体不自由は増加しており、内部障がいにおいては割合も増加しています。

■障害部位別の身体障害者手帳所持者の状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障がい	人数	95	95	97	98	101
	割合	5.6%	5.4%	5.3%	5.0%	5.1%
聴覚・平衡機能障がい	人数	161	164	165	172	173
	割合	9.4%	9.4%	9.0%	8.8%	8.7%
音声言語そしゃく機能障がい	人数	26	21	21	24	23
	割合	1.5%	1.2%	1.1%	1.2%	1.2%
肢体不自由	人数	948	972	1,006	1,066	1,073
	割合	55.4%	55.4%	55.0%	54.5%	53.8%
内部障がい	人数	481	501	541	595	626
	割合	28.1%	28.6%	29.6%	30.4%	31.4%
計	人数	1,711	1,753	1,830	1,955	1,996
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

各年度3月末日現在

■障害部位別の身体障害者手帳所持者の構成比の推移



(3) 療育手帳所持者数の推移

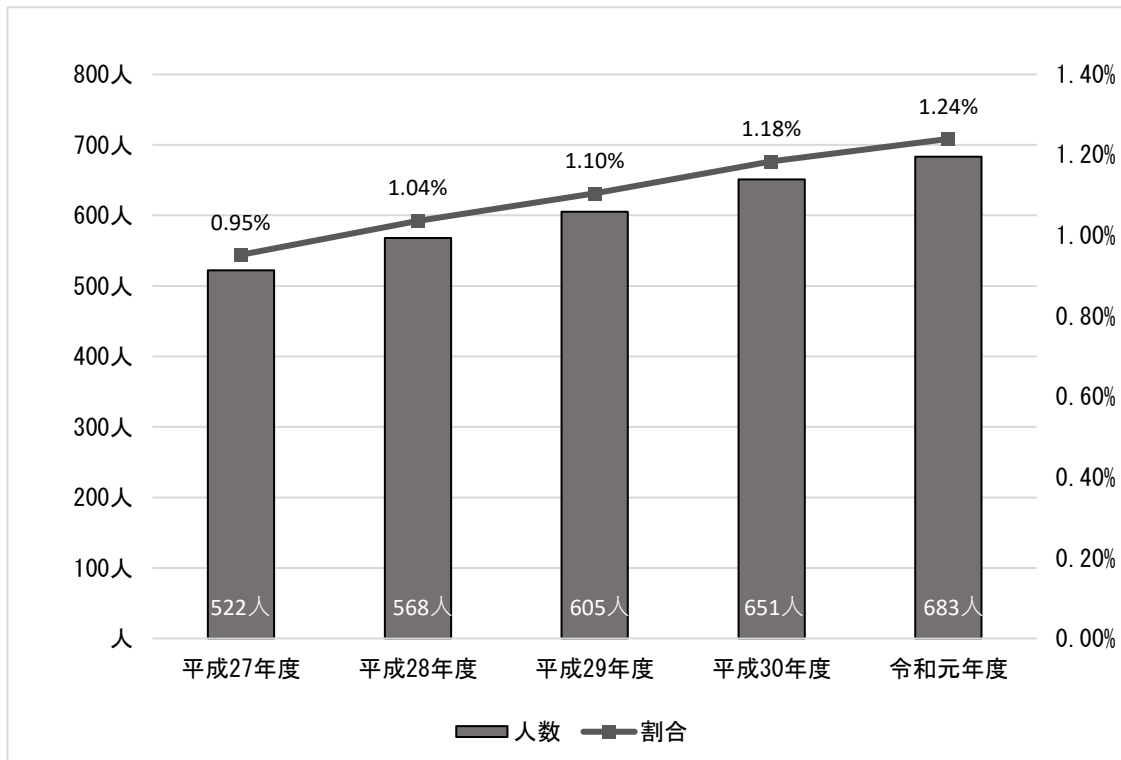
療育手帳所持者数は年々増加しており、令和元年度は 683 人となっています。また、総人口に占める割合も増加しており、18 歳未満では 18 歳以上よりも高い増加傾向を示しています。

■療育手帳所持者の状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～18歳未満	人口	9,482人	9,390人	9,267人	9,100人	9,001人
	人数	153人	166人	185人	193人	191人
	割合	1.61%	1.77%	2.00%	2.12%	2.12%
18歳以上	人口	45,361人	45,399人	45,511人	45,898人	46,104人
	人数	369人	402人	420人	458人	492人
	割合	0.81%	0.89%	0.92%	1.00%	1.07%
合 計	人口	54,843人	54,789人	54,778人	54,998人	55,105人
	人数	522人	568人	605人	651人	683人
	割合	0.95%	1.04%	1.10%	1.18%	1.24%

各年度3月末日現在

■療育手帳所持者の推移



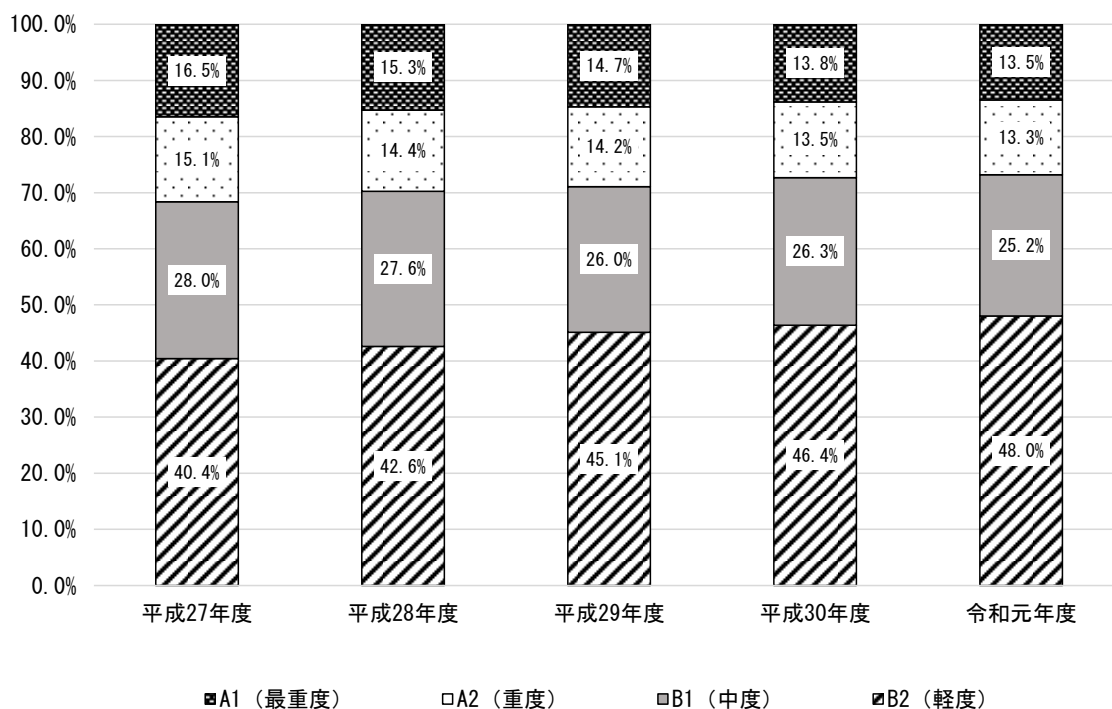
療育手帳所持者数の推移を判定別にみると、令和元年度までの間に、全体的に所持者数は増加しており、特にB2の所持者が増加しています。

■療育手帳所持者の状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A1（最重度）	人数	86	87	89	90	92
	割合	16.5%	15.3%	14.7%	13.8%	13.5%
A2（重度）	人数	79	82	86	88	91
	割合	15.1%	14.4%	14.2%	13.5%	13.3%
B1（中度）	人数	146	157	157	171	172
	割合	28.0%	27.6%	26.0%	26.3%	25.2%
B2（軽度）	人数	211	242	273	302	328
	割合	40.4%	42.6%	45.1%	46.4%	48.0%
計	人数	522	568	605	651	683
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

各年度3月末日現在

■判定別の療育手帳所持者の構成比の推移



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

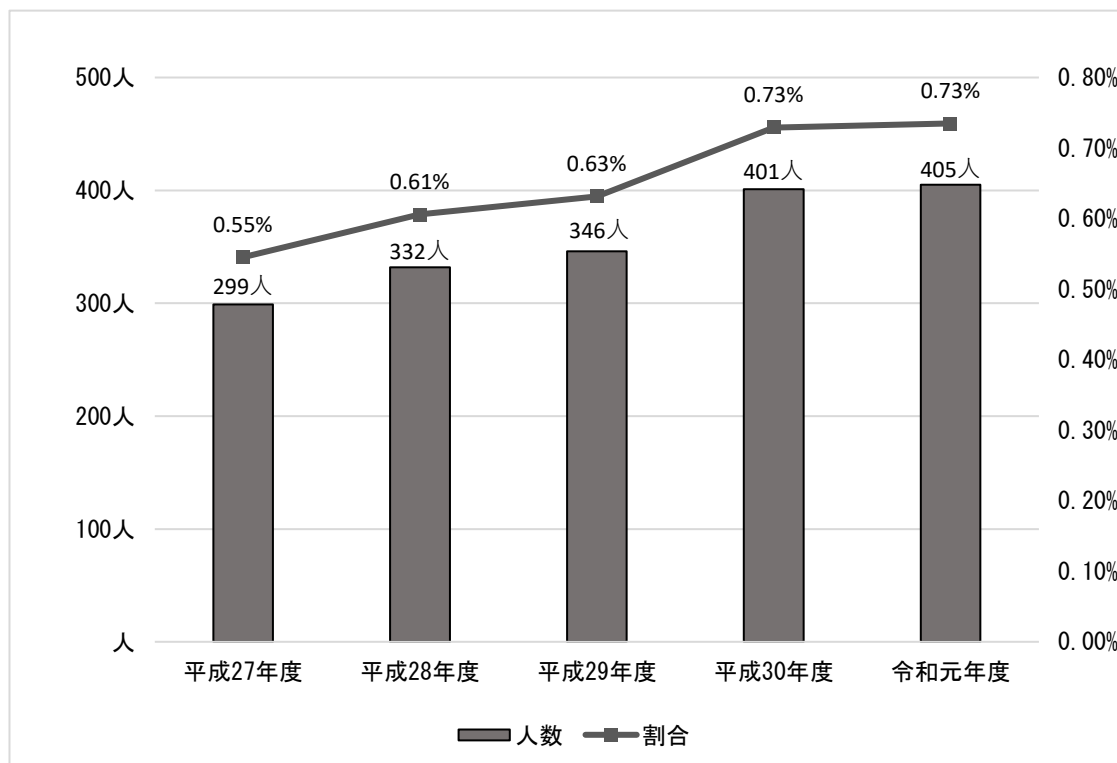
精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和元年度は405人となっています。また、総人口に占める割合も増加しており、令和元年度は0.73%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～18歳未満	人口	9,482人	9,390人	9,267人	9,100人	9,001人
	人数	5人	5人	9人	11人	10人
	割合	0.05%	0.05%	0.10%	0.12%	0.11%
18歳以上	人口	45,361人	45,399人	45,511人	45,898人	46,104人
	人数	294人	327人	337人	390人	395人
	割合	0.65%	0.72%	0.74%	0.85%	0.86%
合 計	人口	54,843人	54,789人	54,778人	54,998人	55,105人
	人数	299人	332人	346人	401人	405人
	割合	0.55%	0.61%	0.63%	0.73%	0.73%

各年度3月末日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



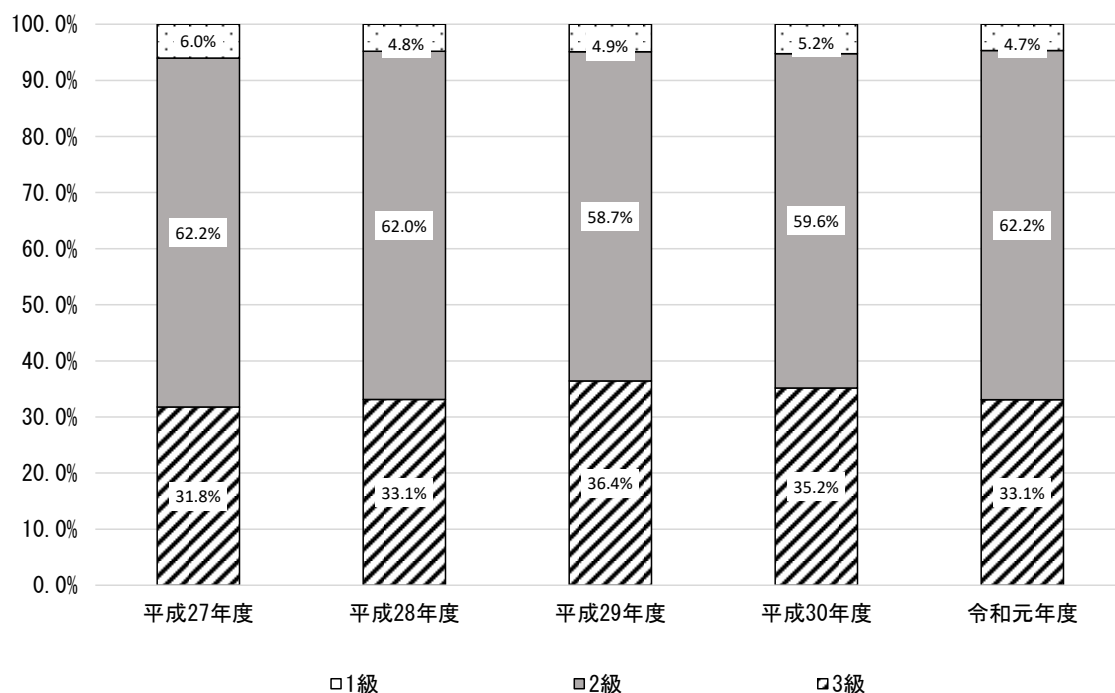
精神障害者保健福祉手帳所持者の推移を等級別にみると、1級の人数はほぼ横ばいですが、2級および3級の人数は年々増加しており、令和元年度は計405人となっています。

■等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	人数	18	16	17	21	19
	割合	6.0%	4.8%	4.9%	5.2%	4.7%
2級	人数	186	206	203	239	252
	割合	62.2%	62.0%	58.7%	59.6%	62.2%
3級	人数	95	110	126	141	134
	割合	31.8%	33.1%	36.4%	35.2%	33.1%
計	人数	299	332	346	401	405
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

各年度3月末日現在

■等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比の推移



(5) 発達障がいのある人の状況

発達障がいのある人の場合、他の障がいと違って、特有の手帳等がないため、人数把握は難しい状況にあります。発達障がいのある人は必要に応じて、知的障がいを伴う場合は療育手帳、知的障がいを伴わない場合は精神障害者保健福祉手帳を取得しています。

学校や社会における発達障がいに関する認識の広がりとともに、就学後や（高等教育機関含む）や一般企業等に所属する当事者や保護者、関係者からの相談が増加することが見込まれます。

(6) 特別支援教育等を利用する児童生徒

本市では、発達支援システムを確立し、関係機関の連携のもと、障がいのある子どもおよび発達に支援を要する子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を継続的に行っています。

発達支援システムの一翼を担う特別支援教育は、障がいのある子どもたちへの教育にとどまらず、障がいの有無に関わらず、支援を要する子ども一人ひとりに応じた支援をしていくことで、一人ひとりがいきいきと活躍できる共生社会を形成していくことを目指しています。

通級教室、特別支援学級、特別支援学校に通う湖南省在住の児童生徒数は、下表のとおりです。

(令和2年10月末現在)

■通級児童・生徒数(人)

ぞうさん教室	
集団療育	58
個別療育	34
計	92
ことばの教室 ⁵	
幼児	97
小学校	145
中学校	51
計	293

■特別支援学級の児童生徒数(人)

小学生	1年生	31
	2年生	40
	3年生	53
	4年生	48
	5年生	35
	6年生	46
計	253	
中学生	1年生	41
	2年生	37
	3年生	24
	計	102

■特別支援学校の児童生徒数(人)

小学部	盲学校	—
	聾話学校	2
	養護学校	38
	計	40
中学部	盲学校	—
	聾話学校	2
	養護学校	31
	計	33
高等部	盲学校	—
	聾話学校	2
	養護学校	35
	計	37

(7) 甲賀地域障がい福祉サービス事業所数

(令和2年10月末現在)

■就労支援・日中活動支援事業所

	就労移行支援(一般型)	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	生活介護	療養介護
湖南省	0	1	6	0	1	0	8	0
甲賀市	4	5	13	0	1	1	8	1

■グループホーム

湖南省	12
甲賀市	32

⁵ ことばの教室：ことばやコミュニケーション、学習面に課題をもつ幼児、児童、生徒に対し、幼児期から学齢期終了まで、一人ひとりに合わせた教育サービスを実施する教室。

■訪問系サービス事業所

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
湖南市	6	6	2	2
甲賀市	8	7	5	1

■短期入所事業所

	(主に身体障がい)	主に知的障がい	(主に障がい児)
湖南市	1	6	1
甲賀市	3	5	3

※一部重複する事業所があります（巻末資料編を参照）。

■施設入所支援事業所

	(主に身体障がい)	(主に知的障がい)
湖南市	0	4
甲賀市	1	2

■障がい児入所・通所支援事業所

	障がい児入所支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
湖南市	1	1	2	1
甲賀市	1	1	8	1

■相談支援事業所

	計画相談支援	障がい児相談支援	地域移行支援	地域定着支援	障がい者相談支援事業	基幹相談支援センター	働き・暮らし応援センター	成年後見センター
湖南市	7	6	3	3	2	1	0	0
甲賀市	10	5	2	1	2	0	1	1

■地域生活支援事業

	日中一時支援事業	移動支援事業	地域活動支援センター（Ⅰ型）	地域活動支援センター（Ⅱ型）
湖南市	5	4	1	1
甲賀市	3	2	1	0

■その他のサービス

	ナイトケア	滋賀型地域活動支援センター
湖南市	1	0
甲賀市	0	2

2. 調査結果等からみる湖南省の課題

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、障がいのある人を取り巻く状況やニーズ等を把握するため、障がいのある人やその家族に対するニーズ調査ならびに一般市民へのアンケート調査、市内の関係団体に対するヒアリング調査を実施しました。

■調査の実施概要(ニーズ調査・アンケート調査)

対象	配布数	回収数	回収率
●当事者（18歳未満）	204人	87人	42.6%
◎当事者（18歳以上）	1,907人	761人	39.9%
○一般市民	1,000人	441人	44.1%
調査方法	郵便による配布・回収		
調査期間	令和2年6月30日～7月13日		
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達上の特徴について ・ 住まいや暮らしについて ・ 就学前から就学期間中のことについて ・ 日中活動や就労について ・ 障がい福祉サービスなどの利用について 等		

■調査の実施概要(団体アンケート調査)

対象	配布数	回収数	回収率
●団対	12団体	10団体	83.3%
調査方法	郵便・メールによる配布・回収		
調査期間	令和2年9月		
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状や課題、今後必要であるサービス ・ 福祉施策を展開する上で、重点的に取り組むべき課題 ・ 他団体との連携や協働について 等		

(2) 調査等からみる課題

前述の4つの調査に加え、「甲賀地域障害児・者サービス調整会議」での意見をもとに、第2次障がい者計画（改訂版）の4つの目標と16の施策ごとに現状と課題をまとめました。

（文頭の凡例●◎○■◆★はそれぞれ下記の調査等からの意見を表しています）

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ●：ニーズ調査（18歳未満） | ■：団体ヒアリング調査 |
| ◎：ニーズ調査（18歳以上） | ◆：甲賀地域障害児・者サービス調整会議 |
| ○：アンケート調査（一般市民） | ★：策定委員会等での議論（意見） |

目標1（第2次計画）：一人ひとりの発達・成長を応援する

【課題】

施策1：発達支援システムの充実

- 長期的な人材の確保と育成が課題である。
- 発達支援システムが学齢期だけで終わってしまうため、ゆりかごから墓場までの切れ目のない取り組みが必要である。
- ◆ここあいパスポート⁶を切れ目のない支援のしくみづくりに有効活用したいところだが、その運用には、普及と活用の面に課題がある。関係者に対するさらなる周知と、また保護者のみに活用が任されるのではなく、ライフステージごとの関係者が内容を書き足すなど協働しながら、継続してサポートするしくみが必要である。

施策2：支援が必要な子どもの早期発見・対応

- 「発達や障がいを最初に心配した年齢」は調査を経るごとに高くなってきており、「0歳」での割合は前回調査では34.5%に対し、今回は25.3%に減少している。
- 発達や障がいに気づいた時「1ヶ月以内に専門機関に相談しなかった理由」として、「相談先がわからなかった」29.0%、「重要なこととは思わなかった」19.4%と、多く挙げられている。
- ◆発達障がいのある人への支援においては、その特性だけでなく、その時々々の社会状況に応じた支援を検討する必要がある。

施策3：教育・保育の充実

- ◎差別や偏見、虐待などをなくすための取り組みとして、「学校での福祉教育の充実」との回答が最も多かった。
- 加配保育士・加配教員の勤務形態の見直しを含めた確保と育成が必要である。

⁶ ここあいパスポート（甲賀地域発達支援手帳）：発達に支援の必要な人の思いや育ちを共有・応援するために、本人・家族と支援者をつなぐツールとして、乳幼児期から就労期までの継続した本人や家族の思い・状況、関係機関（保健、福祉、教育、労働、医療等）の連携内容等を記録したサポートブック。

- 交流などの活動が、一部小学校や養護学校に限られており、地域全体に広がっていない。
- 小・中・高等学校に通う場合の、学習や学校生活への支援をはじめ、保護者も含めたサポートが求められている。

施策4：放課後等児童対策の充実

- 放課後どのように過ごさせたいかについては、「自宅で家族と過ごさせたい」50.6%に次いで、「放課後等デイサービスを利用したい」が34.5%、「日中一時支援サービスを利用したい」が29.9%と高く、ニーズの高まりがうかがえる。
- 主たる介護者の健康状態について、「疲れはてている」32.8%、「医者や治療院で治療を受けている・持病がある」が29.3%である。
- ◆重症心身障がい⁷のある子どもと暮らす家族の多くが介護の負担感を募らせている。とりわけ医療的ケアを必要とする場合、負担感はより大きい。

- ・発達支援システムを利用する以前に、アセスメントされず、本人が特性を理解する機会を得られないまま就労期に至り、社会参加や就労の難しさに悩む人もいることから、システムの周知も重要です。
- ・学齢期終了後の進路の問題は、学校に代わる行き先を見つけることだけでなく、学校生活から就労生活および社会生活へと安全に切り替わっていくことです。在宅生活への支援、施設入所支援、一人ひとりへの一貫した支援と基盤となる家庭生活への支援の充実が求められています。
- ・医療的ケア⁸を必要とする障がいのある子どもが在宅生活を継続させるためには、保健、医療、障がい福祉だけでなく、保育、教育等の支援も必要であることから、その支援に対する協議の場が設置され、支援の在り方や充実について検討が進められています。

目標2（第2次計画）：「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

【課題】

施策5：社会参加の促進

- ◎余暇を楽しむために困っていることについて、「移動するのに困る」が24.0%と高く、次いで「一緒に楽しむ仲間が得にくい」16.2%、「余暇を楽しむ経済的なゆとりがない」15.8%であった。
- 障がい者スポーツ大会を開催しても、参加者が固定されている。また、若年層の参加者がほとんどいない。
- 余暇活動に参加しやすい移動手段の確保が必要である。

⁷ 重症心身障がい：重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している状態。

⁸ 医療的ケア：医療行為として医師の指導の下に、家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的介助行為。

◆就職後の定着の課題を考えたとき、仕事を継続するための余暇支援が不足しているように思われる。

★余暇活動と障がいのある人をつないでくれるコーディネーターのような存在があれば、余暇活動に参加しやすくなる人は多い。

施策6：就労の促進

●将来の生活で不安になることとして「就労支援や就職のこと」をあげた人の割合は、77.0%と8割近くにのぼる。

■就労移行支援事業所が少なく、就労形態の選択肢がない。生活介護、就労継続支援B型が明確に区別できず、本人の意図と外れることもある。障がいの特性から作業所を選択できる環境づくりが必要である。

■企業の中に障がい者雇用への機運が高まっていることもあり、企業への一般就労を促進してほしいと思う。

◆卒業後の進路先となる生活介護事業所が不足している。

◆知的障がいを伴わない発達障がいの就労支援では、安定して社会参加している人は、生活の安定と自己肯定感を持ち自己理解が図れている状態にあることが確認されている。

◆発達障がいのある人の就労支援には生活支援の視点も併せもちながら行うことが必要である。

◆農福連携に関しては、必ずしも障がいのある人はじめ施設や施設職員が農業を得意としないため、農業の指導者や、事業と人をつなぐコーディネーター機能が必要ではないかと思われる。

目標3（第2次計画）：毎日の生活を支える

【課題】

施策7：相談と情報提供の充実

●計画相談支援に関して「今よりも利用を増やす予定」と答えた人は20.7%と、他の福祉サービスと比較して最も高い割合を示した。

●相談以外での情報の入手方法として、市のパンフレット・ホームページ・講演会、市内の福祉施設のパンフレット・ホームページ、県・国のパンフレット・ホームページの利用が大きく伸びている。

■行政の窓口対応での、情報提供にはばらつきがある。

◆計画相談支援体制は、セルフプランの増加もあり、体制は十分ではない。事業所および相談員の数少なく、受託事業所の本来の業務を圧迫している。

◆どの事業所も支援者確保に苦慮している。相談員の不足が課題である。

◆相談体制の不十分さにより、相談員の研修などのスキルアップの機会の確保が難しい。また、専従か兼務かによっても機会の差が生まれる。

★大人の発達障がいは全国的にも増加傾向にあり、湖南省でも、対応のできる相談支援体制を充実させる必要がある。

施策8：自立支援給付等による日常生活の支援

◎ニーズ調査では、回答者の年齢に関して、60歳以上が約65%を占めた。この年齢比率は、湖南省のすべての18歳以上の障がい者の年齢構成比率とほぼ同じであった。

◆利用者の加齢・高齢化に伴い、医療ケアと介護負担が増加している。

■障がいのある人の高齢化にともない、「親亡き後」の生活をどうするのか、グループホームの充実と看取りのシステムの構築をしていくべきである。

■障がいのある人の高齢化に伴う、介護支援への移行をどうすればよいのかわからない。

■「親亡き後」の生活の見通しが立てづらい状況である。

■サービスの申請が困難なケースを念頭においての制度設計と、関係機関への周知が必要である。

◆短期入所に関して、利用人数は増加しているが、一人当たりの利用日数は減少しており、お断り件数が増えている。また、行動援護の利用希望が増えている。

◆医療的ケアが必要な重症心身障がい児者が利用できる入浴サービスが少ない。

◆緊急時等に短期入所や日中一時支援事業を利用できる事業所が少ない。

◆強度行動障がい⁹のある人が安心して通所できるよう、事業所の安定的な運営への支援が必要である。

◆ピアサポート¹⁰に関する、人材育成や活用の基盤づくり等の取り組みが不十分である。

◆精神障がいのある人の家族への支援は、現状ではそれぞれの支援機関で個別に行っており、支援が行き届いていない。

◆地域移行者の対象数の少なさもあるが、人材不足の中で、自立生活援助を運営する際にサービス管理者と地域生活支援員を配置する必要があることに困難性を感じている。

◆本人の特性や家庭環境の不安定さ、また地域資源の不足等の問題があるケースでは、福祉サービスを主軸とする方法が必要不可欠である。

⁹ 強度行動障がい：直接的他害（噛みつき、頭突き等）や間接的 he害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な状態をいう。

¹⁰ ピアサポート：「ピア（peer）」とは「仲間」という意味で、障がい・病気・不登校などの共通の生活課題を抱える人たち同士で情報や体験を共有し、課題を抱えて生きる、あるいは課題の軽減をめざして支えあうこと。

施策9：経済的負担の軽減

- ひとり暮らしの家賃の補助や関連する情報の提供が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大後の社会を見据えた、経済的負担の軽減が必要である。
- 若年層と高齢層の間での経済格差がみられる。

施策10：住まいの確保

- ◎今後3年以内に地域で生活したいと思うかという問いに、「今のまま生活したい」との回答が69.4%と高い割合を示した。
- グループホームの数量の確保、訓練などの障がいをカバーできる体制づくりが必要である。
 - 重度知的障がいの人や強度行動障がいのある人のための「生活の場」は、介護の困難性から特に必要とされているにも関わらず、整備が進んでいない。
 - ◆重症心身障がい児者が利用できるグループホームが少なく、将来の生活の場への不安がある。

施策11：保健・医療の確保

- 医療を受けたいときに困っていることとして、「主治医や、かかりつけの医療機関が遠い」が20.7%となっている。また、「身体障害者手帳を持っている」子どもについて、「主治医や、かかりつけの医療機関が遠い」、「療育手帳を持っている」子どもについて、「障がいを理解してもらえない医療機関がない」が比較的高い。
- ◎医療を受けたいときに困っていることとして、「主治医や、かかりつけの医療機関が遠い」が13.5%である。また、「身体障害者手帳を持っている」人は「主治医やかかりつけの医療機関が遠い」が13.5%、「療育手帳を持っている」人は「障がいを理解してもらえない医療機関がない」が10.3%と高い。「精神障害者保健福祉手帳を持っている」人は「主治医やかかりつけの医療機関が遠い」が22.0%と高い割合を示し、また「主治医や、かかりつけの医療機関の対応が満足できない」への回答が12.1%と比較的高いことが特徴である。
- 病院診療への付き添いが必要である。
 - 医療費補助の基準に満たない難病患者への補助が必要である。
 - ◆★アルコール、ギャンブル、薬物依存は対応が困難なケースが多く、課題も多い。また、医療の対象となる前の軽症者へのアプローチ等、保健予防の観点が必要となる。
 - ◆重症心身障がい児および医療的ケア児のニーズとして、福祉サービスを利用したいものの、多くのサービスが医療的ケアに対応不可のため、実際に利用できるサービスは訪問看護などの医療系サービスに限定されている。

- ・障がいのある人がその人らしい暮らしを選択できることが大切であり、そのために障がい福祉サービスが提供され利用されなければなりません。住まいをとっても、家族と生活しているのか、単身で生活しているのか、グループホーム・入所施設での生活をしているのかにより、必要な支援が異なります。その人らしい暮らしを選択し維持できるサービス提供体制の充実が必要です。

目標4（第2次計画）：共生する地域をつくる

【課題】

施策12：人権文化の醸成と権利の擁護

- ◎○差別に対する市民の理解が進んでいるかについて、18歳未満・以上の二重調査では否定的な意見が多い一方で、一般市民では肯定的な意見が多く、意識の乖離がみられる。
- コロナ禍により、今までとは違う生活習慣や対応に、支援する側も受ける側も戸惑うことが多い。新たな差別を生まないよう働きかけなければならない。
- 障がいのある人を取り巻く法整備は整ってきているが、障がい者理解は市民に浸透していないように思う。
- ◆障がいのある人が支援を受けながら地域で働き・暮らし・活動することは基本的人権の尊重であり、障害者差別解消法でいわれている差別の禁止・合理的配慮¹¹の提供であるが、現実にはまだまだ、人権が尊重される社会からは程遠い。

施策13：ふれあい・交流の充実

- 障がいのある人のために、何かの協力や活動参加をしたいかという問いには、「少し協力・参加してもよい」が42.4%で最も多く、「ぜひ協力・参加したい」7.5%と合わせると、約50%が協力・参加意向を示している。
- 障がいに対する市民の理解を深めるために必要なこととして、「障がいのある人に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援」との回答が、一般市民においては、18歳未満・以上と比較して高い割合を示した。
- ★ボランティアの高齢化や固定化で担い手が減少している。ボランティアの育成が課題である。
- コロナ禍で活動の場が狭くなっている。
- 障がいのある子どもをもつ親同士の交流の場や情報共有の場があればよい。また、若い世代の保護者と、年齢の高い世代の保護者との世代間の交流を推進し、考え方を共有できればと思う。
- 当事者団体間で連携しようとも、個人情報の壁があり、思うように連携できない。
- 知的に重い障がいは目に見えず、理解も得られにくい。社会に周知されるよう、保護者が声をあげはじめている。

¹¹ 合理的配慮：障がいのある人から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた場合、過度な負担にならない範囲で、バリアを取り除くために必要な配慮を行うこと。

◆障がいのある人の高齢化とともに、今までできていたことができなくなってくる。家の掃除、ゴミ出し、庭の草むしり等の生活支援や、買い物や病院への移動支援を地域で支援できるようなシステムを構築してほしい。

施策 14：コミュニケーション支援の充実

- 手話通訳者の派遣方式の変化による欠損時間の発生等のサービス低下の解消と、質的向上が必要である。
- 聴覚障がいのある人が情報を容易に受け取れるよう、交番や公共施設での電光掲示板を設置してほしい。
- 障がいへの理解や支援が足りないために、周囲とコミュニケーションが取れず、社会参加へとつながりにくいという流れがある。

施策 15：移動の確保

- 障がいのある人の行動が容易になるよう、デマンド交通¹²を充実させてほしい。
- 買い物や病院への移動を地域で支援できるようなシステムを構築する必要がある。
- ◆医療的ケアを必要とする重症心身障がい者にとっては、外出時の移動支援を利用できる事業所が少ない。

施策 16：災害への備え

- ◎18歳未満・以上のニーズ調査とともに、「一時避難所」を知らない人の割合は約30%であるのに対し、「福祉避難所¹³」を知らない人は約65%と、およそ倍にのぼる。
- 「自分の地域に災害時要支援者がいるのを知っているか」という問いに対して、「知らない」と答えた一般市民は86.2%と多数を占めた。
- ◎将来の生活で不安になることとして、「災害が起こったときの避難のこと」が、18歳未満のニーズ調査においては46.0%、18歳以上では23.8%と高い割合を示した。
- ★災害時の要支援者への支援の重要な担い手である自主防災組織に対して、研修会の開催、情報提供、技術支援が必要である。
- ★一時避難所、福祉避難所に入れない人もいることを見据えた配慮が必要である。
- ◆避難所等の環境、準備品等に不安を持っている人は多い。
- ★障がいのある人に特化した要支援者名簿をつくる必要がある。

¹² デマンド交通：事前の電話予約など利用者のニーズに応じて、運行経路や運行スケジュールを調整して運行する地域公共交通。

¹³ 福祉避難所：災害時に一時避難所での生活が困難な障がいのある人などを一時的に受け入れる施設。バリアフリー等に対応したサービス事業所などと自治体が協定を結び、避難所として指定している。

★福祉避難所となった施設が、有事の際にしっかりとした避難所運営をできるような環境整備や体制の充実が必要である。

- 障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享受し、人格と個性を尊重しあいながらともに生きる社会の実現を目指すことが大切です。しかし、一方では、毎日の生活を送る上で支障となるさまざまな社会的障壁（バリア）があることによって、障がいのある人が地域で安心して生活することや、社会活動に参加することが十分にできない状況が生まれています。
- コミュニケーション支援や移動支援は、障がいのある人の生活や社会参加を支える基盤となります。しかし手話通訳者派遣事業における人材の不足や、移動支援が限定的であるなどの課題があり、支援体制の充実は切実です。



■手話講座の様子

第3章：計画の理念と目標

1. 3つの原則

「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」の目的に基づき、また、第1次障がい者計画以来の考え方を継承して、計画の前提となる「3つの原則」を次のとおりとします。

1 基本的人権を尊重し、差別を禁止する

障がいのある人も、ない人も平等に、基本的人権をもった一人の個人として、その尊厳が大切にされ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を持っています。そのことが実現されるためには、わたしたち市民一人ひとりの意識と行動において、人権の尊重を徹底し、障がいのある人への理解に努めていくことが前提となります。

障害者基本法や障害者差別解消法にも規定されているとおり、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約する、障がいを理由とする差別その他の人権を侵害する行為は、禁止されなければなりません。

障がいのある人が日常生活または社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁については、努めて除去されなければなりません。

2 地域共生の社会に向かう

すべての障がいのある人は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければなりません。

すべての障がいのある人は、可能な限り、どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられてはなりません。

すべての障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通や情報の取得・利用のための手段についての選択の機会が確保されなければなりません。

3 みんなで取り組む

「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」には、障がいのある人の自立と、障がいのある人がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現のため、「市民の責務」「事業所等の責務」「市の責務」を定めており、「みんなで取り組む」ことを原則としています。

市民 湖南省に住民、家庭、障がいのある人およびその家族、まちづくり協議会、自治会、ボランティア、障がい者団体等各市民組織

事業所等 相談支援事業所、障がいのある人にサービスを提供する福祉サービス事業所、甲賀地域障害児・者サービス調整会議、市内に立地する一般企業や個人事業所、福祉機関、医療機関、就労機関、教育機関、社会福祉協議会、保育園、幼稚園、こども園

行政 市（保健センターなど機関内のセンターを含む）、市教育委員会、小学校、中学校

2. 基本理念

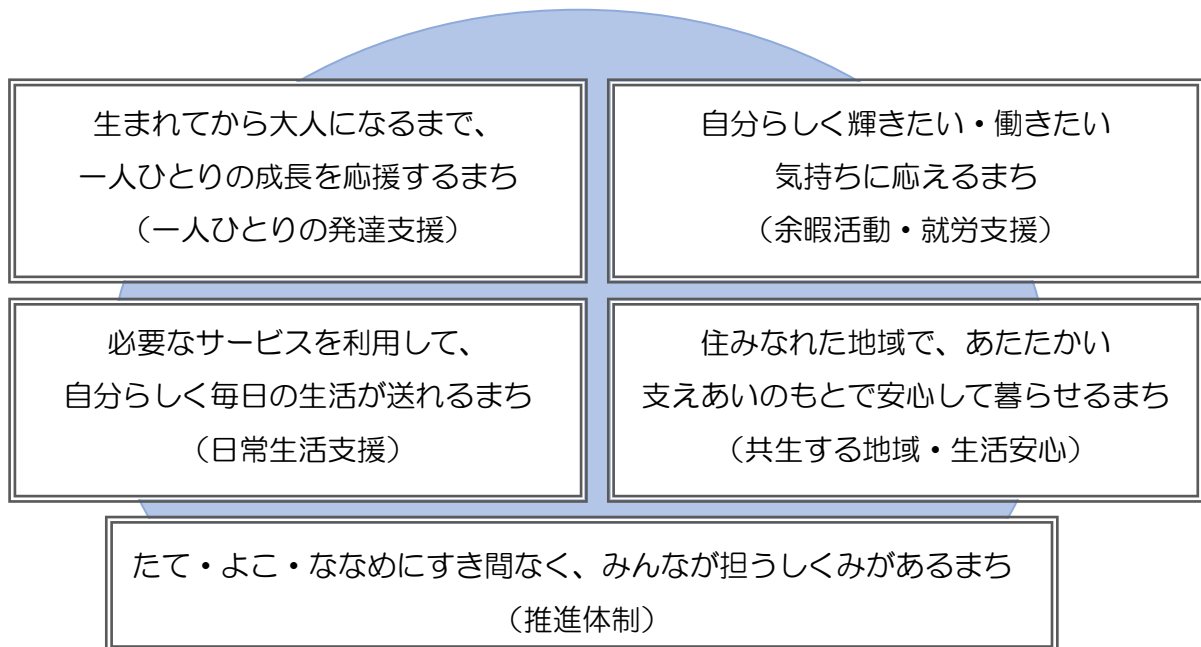
(1) めざすまちの将来像

本計画がまちの将来像として描く「基本理念（めざすまちの将来像）」については、第2次計画の考え方を引き継ぎ、次のとおりとします。

【めざすまちの将来像（基本理念）】

一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省

この理念を実現するため、より具体的なまちの姿を5つ描きます。



(2) この計画を進めるのは

本計画は、第2次計画と同様、みんなで協力し合って進めます。

みんなでとりくむ つばさプラン

行政、サービス事業者、医療機関、
保育園や幼稚園、学校、企業、団体、
障がいのある人を含むすべての市民

3. この計画の目標

(1) 4つの目標

基本理念と現状と課題を踏まえて、本市のまちづくりにおいて達成を図る目標として、次の4項目を掲げます。

目標1：一人ひとりの発達・成長を支援する

目標2：「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

目標3：毎日の生活を支える

目標4：支えあい、共生する地域をつくる

目標はそれぞれ、5つのめざすまちの姿に以下のように対応しています。

◆生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち

(一人ひとりの発達支援) → 目標1：一人ひとりの発達・成長を支援する

◆自分らしく輝きたい・働きたい気持ちに応えるまち

(余暇活動・就労支援) → 目標2：「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

◆必要なサービスを利用して、自分らしく毎日の生活が送れるまち

(日常生活支援) → 目標3：毎日の生活を支える

◆住みなれた地域で、あたたかい支えあいのもとで安心して暮らせるまち

(共生する地域・生活安心) → 目標4：支えあい、共生する地域をつくる

◆たて・よこ・ななめにすき間なく、みんなが担うしくみがあるまち

(推進体制) → 第6章

第4章：障がい者福祉の施策

1. 施策の体系

4つの目標に即した施策の体系は、以下のとおりです。

基本目標	施策
1：一人ひとりの発達・成長を支援する	1：切れ目のない発達支援システムの充実
	2：支援が必要な子どもの早期発見・対応
	3：教育・保育の充実
	4：放課後等の居場所づくりによる生活支援の充実
2：「輝きたい」「働きたい」意欲に応える	5：社会参加の促進
	6：就労につなげ、働き続けられるしくみづくり
3：毎日の生活を支える	7：相談支援と情報提供の充実
	8：自立支援給付等による日常生活の支援
	9：経済的負担の軽減
	10：その人らしい生活を支える暮らしの場の確保
	11：保健・医療の充実
4：支えあい、共生する地域をつくる	12：人権文化の醸成と権利の擁護
	13：ふれあい・交流による支えあいの関係づくり
	14：コミュニケーション支援の充実
	15：移動の確保
	16：災害への備え

2. 施策の内容

次ページ以降、各施策の内容について示します。

記述内容の凡例は、次のとおりです。

<凡例>

施策目標：

- 施策を行うことで実現しようとする「まちや人の姿」を掲げています。

施策概要：

- 計画期間中に行う施策の概要であり、毎年度の事業構築と予算編成を行うための基本的な指針です。
- 「重点」とした内容は、計画期間中に、特に力を入れて推進を図るものです。

指標：

- 「計画全体としての達成」を大きく捉えて評価できるように、施策目標に対する進捗を測る参考として、継続的に把握している統計などから、なるべく適切なものを選択し、指標を設定しています。

取り組みの方向性：

- 前述の「調査結果等からみる湖南省の課題」を踏まえ、当該施策の取り組みにおいて、湖南省の進むべき方向性について述べています。

施策を構成する主な事業：

- 令和3年度予算編成段階での事務事業の中から、計画期間中の継続的な推進や具体的な拡充等を見込むものを、主な事業として配置しています。毎年度の進捗評価を踏まえた予算編成のもとで、計画期間中に内容の変更があるものです。

目標1 一人ひとりの発達・成長を支援する

生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち

障がいのある子どもや発達に支援の必要な子どもが自分のもてる力を十分に発揮し、自分らしく健やかに成長できるよう、関係機関の連携のもと、発達支援システムの更なる充実や、放課後等における自己実現の場づくり、インクルーシブ教育の充実によって支援のネットワークを広げます。また、学校生活から社会生活への安定した移行へは、基盤となる家庭生活への支援が不可欠であることから、本人支援のみならず家族支援も含めた環境づくりと、安定した地域生活を送れるよう生活支援のしくみづくりを進めます。

【本市の現状】

- ◆ 本市では、全国に先駆けて「湖南市発達支援システム」をつくり上げ、発達に支援の必要な人に対し、乳幼児期から学齢期・就労期までのライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築しています。保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の横の連携による支援と、個人に応じた支援（個別の指導計画、個別の教育支援計画）に基づく縦の連携による支援を総合的に行っていることに特徴と先進性を有し、その充実を図っています。
- ◆ 教育との連携においては、学校教員や福祉相談員等の関係機関が連携を図るための学習会が開催されており、それぞれの関係者が、ライフステージを見通して「今」現場でできる支援を考えるきっかけとなっています。また、卒業後も支援が途切れないことを目的として、甲賀地域の中学校卒業生に係る個別支援情報の引継ぎ会議を開催しています。
- ◆ 就労アセスメントとの連携や福祉事業所合同説明会の開催などの、学校の進路指導プロセスとの連動を意識した進路調整部会の運営により、進路指導を進める上で必要な圏域状況の把握機会を提供しています。
- ◆ 本市は福祉先進の地として、事業所や個人が先駆的な取り組みを行い、障がいのある人への各種福祉施設や、自立支援のためのさまざまなNPO活動が展開されており、各主体によるインクルーシブ教育¹⁴の実現に寄与する活動が展開されています。

¹⁴ インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人とない人がともに学ぶ教育。

目標1：一人ひとりの発達・成長を支援する

施策1 切れ目のない発達支援システムの充実

施策目標	子どもが、自分らしさを大切にしながら、社会の一員として活躍できる。
施策概要	◆発達に支援の必要な人に対し、乳幼児期から学齢期、就労期まで、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関が連携をして個人に一貫した支援を行います。

指標	①関係機関の連携数（件／年）			
	期首値（R1）	3,420	期末目標値（R8）	3,500
	②市民における発達支援システムの認知度（%）※「知らない」人の割合			
	期首値（R2）	59.6	期末目標値（R8）	40.0

※ ②一般市民へのアンケート調査において、「知らない」と答えた人の割合

【取り組みの方向性】（対応する課題：17ページ・施策1）

- ・子育てに関する諸施策と学校教育にもとづき、乳幼児期から成人期までの多様な発育と発達を個別に支援できる、切れ目のない支援のしくみづくりを推進します。
- ・本人支援のみならず家族や家庭生活に対する支援も踏まえた多角的な援助体制を充実します。
- ・就学・進学・就労時の個別支援情報の引継ぎによる継続的な支援がさらに充実するよう、ここあいパスポートの活用、協議や研修を通して、情報共有や関係機関の連携の体制をさらに強化します。

【施策を構成する主な事業】

[1] 発達支援システム運営事業	学校教育課・社会福祉課(発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課の連携：発達支援システム運営についての検討や関係課連携のための関係課長会議・担当者会議・発達支援センター会議を開催します。 ・ 個別の指導計画作成に係る研修会：市内保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の担当者対象に個別の指導計画作成に係る研修会を実施します。 ・ 市内の保育園、幼稚園、こども園、小・中学校教職員を対象として、特別支援教育に係る研修会を開催します。 	
[2] 義務教育終了後の相談支援事業	社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲賀地域障害児・者サービス調整会議と連動し、義務教育終了後の進路先への支援情報の引き継ぎ会議を実施します。 ・ 義務教育終了後のニーズに応じた相談支援を実施します。 	

◆第4章 障がい者福祉の施策

[3] 市就学支援委員会	学校教育課・社会福祉課(発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、地域内特別支援学校長、地域内児童福祉施設長、発達相談員、保健師等の専門職および市内小・中学校長代表、園長代表等で構成された委員会において、特別な支援を要する児童・生徒の適切な就学について審議を行います。 	
[4] コーディネーター連絡会議	学校教育課・社会福祉課(発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、各校園における特別支援教育の進め方や個別の指導計画の活用等について研修を行います。 	
[5] 専門家による事例検討指導会議	学校教育課・社会福祉課(発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各校の特別支援教育コーディネーター等から示された事例にかかわり、障がいの判断・教育的措置・支援内容等について、総合的に検討します。 	
[6] ここあいパスポートの活用事業	社会福祉課(発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の想いや育ちを共有・応援するため、本人・家族と支援者をつなぐツールとしての「ここあいパスポート」を啓発し、活用を促進します。 	



■甲賀市・湖南市「ここあいパスポート」

目標1：一人ひとりの発達・成長を支援する

施策2 支援が必要な子どもの早期発見・対応

施策目標	発達に特徴のある子どもが、早期に適切な支援につながっている。
施策概要	◆健診等を通じて、発達に特徴がある子どもと早期の関わりを持ち、支援が必要な子どもに保育園・幼稚園、こども園、保健センター、専門機関などが連携して対応します。

指標	就学前サービス調整会議での検討数と支援につながった年間の発達相談件数（件・割合）			
	期首値 (R1)	175 (76%)	期末目標値 (R8)	180 (76%)

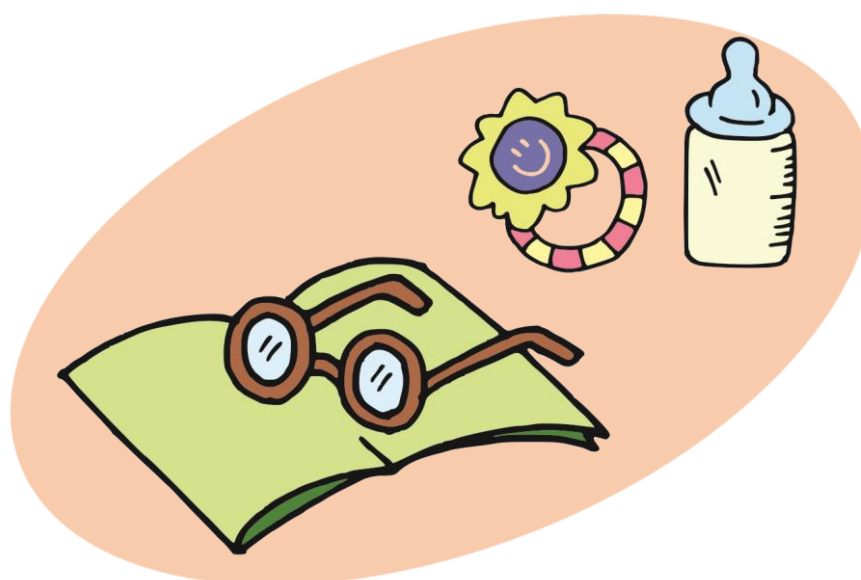
【取り組みの方向性】（対応する課題：17ページ・施策2）

- 障がいのある子どもの支援と家族支援を切り離さず、保護者がわが子を理解する過程に寄り添い、本人が自分の特性を理解できるような支援体制を整えます。
- 支援を必要とする子どもを早期に発見し、適切な支援に結び付けられるよう、さらなる情報提供の充実や制度の周知に努めます。
- 発達障がいのある人への相談や支援を具体的に実践できる人材の育成に取り組みます。

【施策を構成する主な事業】

[7] 新生児訪問事業	健康政策課
<ul style="list-style-type: none"> 保健師または助産師が新生児のいる家庭を訪問し、その子の成長発達を保護者とともに確認し、保護者への育児相談を実施します。 	
[8] 乳幼児健診事業	健康政策課
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健やかな成長と保護者の子育てに対する不安の軽減を図るため、子どもの発育・発達状況や健康状態を確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。 特に保護者が、子どもの発達等について心配や不安がある場合は、乳幼児発達相談事業につなげます。 子どもの健康や子育てに関するさまざまな情報を提供します。 	
[9] 乳幼児発達相談事業	社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> 個別相談を行い、また、必要であれば発達検査も実施して、保護者の悩みと子どもの発達状況や課題を確認・検討し、保護者への助言によって、より適切な発達を促す援助をします。 保護者の希望があれば、保育園・幼稚園、こども園や他機関への助言・連携を行います。 就学前サービス調整会議を開催し、発達相談につながった児童への適切なサービスや支援について検討します。 	

[10] 個別療育・児童発達支援・保育所等訪問事業	社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> 未就学の発達に支援の必要な子どもに対し、必要な計画を立て、通所による療育活動を行うとともに、保育園等の施設に通う発達に支援の必要な子どもに対して、その施設を訪問して、集団生活適応のための専門的な支援を行います。 	
[11] 特別支援教室（ことばの教室）事業	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい、聴覚および言語機能等の障がいのある幼児・児童や発達に支援の必要な幼児・児童に対し、生活や学習上の困難の改善・克服にむけて一人ひとりに合わせた支援を行うとともに、保護者や在籍する校・園に対して専門的な立場から指導助言を行います。 	



目標1：一人ひとりの発達・成長を支援する

施策3 教育・保育の充実

施策目標	保育園・幼稚園・こども園、学校で、充実したインクルーシブ教育が行われている。
施策概要	◆集団の中での子どもの育ちを助長し、その子の個性と能力を伸ばす就学前教育保育、学校教育を行います。

指標	保育園・幼稚園・こども園への巡回相談件数（件）			
	期首値 (R1)	427	期末目標値 (R8)	450

【取り組みの方向性】（対応する課題：17ページ・施策3）

- ・インクルーシブ教育の拡充により、障がいのある子どもたちへの支援とともに、子どもたち全体への福祉教育を充実させ、障がいへの理解の促進と共生社会実現への意識を醸成します。
- ・合理的配慮を徹底するための、教育・保育に関わる加配者の質的な向上も含めた、人材確保・育成の体制づくりを進めます。

【施策を構成する主な事業】

[12] インクルーシブ教育システムの推進	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのあるなしに関わらず、学び育つことを基本とし、教育の場において合理的配慮に基づいた環境整備を行います。互いに人格と個性を尊重し、支えあい、人々の多様な在り方を認めあえることをめざします。 	
[13] 障がい児保育事業	幼児施設課
<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園・こども園に在籍する障がいのある児童に対して、適切な指導を行うため、加配保育士・教諭の配置に努めます。 	
[14] 保育園・幼稚園・こども園への巡回相談事業	社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談員が保育園・幼稚園・こども園に出向き、保育等を参観し、障がいのある幼児への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を行います。 	
[15] 小学校・中学校への巡回相談事業	学校教育課・社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談員が小学校・中学校に出向き、授業を参観し、支援の必要な障がいのある児童・生徒への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を行います。 	

目標1：一人ひとりの発達・成長を支援する

施策4	放課後等の居場所づくりによる生活支援の充実
------------	------------------------------

施策 目標	障がいのある子どもが、放課後等に安心して活動できる居場所がある。
施策 概要	◆障がいのある子どもの、放課後や長期休業時の保育・居場所等について、学童保育所や日中一時支援事業、放課後等デイサービスによる対応を充実させます。

指標	学童保育所における、障がいのある子どもの通所件数（人）※発達に支援が必要な子どもも含む		
	期首値 （R1）	79	期末目標値 （R8）

- 【取り組みの方向性】**（対応する課題：18ページ・施策4）
- ・障がいへの理解にもとづく共生社会の実現のために、障がいのある子どももいない子どもも、ともに学び過ごす居場所のさらなる充実を図ります。
 - ・障がいのある子どもの放課後や休暇の居場所づくりと保育によって、社会参加を促進するとともに、家族の負担を軽減し、地域で安定した生活を送ることができる体制づくりを推進します。
 - ・緊急時に利用できる短期入所、日中一時支援や、医療的ケアが必要な子どもへの対応が可能な体制づくりなど、レスパイト事業¹⁵の充実を進めます。
 - ・学齢期以降も利用できる居場所づくりを充実させることにより、生活基盤を整えることによって安定した就労の継続へとつなげます。

【施策を構成する主な事業】

[16] 放課後等デイサービス事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校就学中の障がいのある子どもの放課後または長期休業時における生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進のために必要な支援を行います。 	
[17] 障がい児ホリデースクール事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期休業（夏・冬・春休み）時における、障がいのある子どもの日中一時支援を提供します。 	

¹⁵ レスパイト事業：障がいのある人・子ども、高齢者を在宅でケアしている家族に対して、一時的にケアを代替しリフレッシュを図ってもらうための家族支援サービス。

[18] 日中一時支援事業（児童分：地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子ども等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。 障がいのある子どもを持つ親の就労支援と日常的に介護している家族等へのレスパイト事業を行います。 日中において介護者がいない障がいのある子ども等に対して日中活動の場を提供し一時的な見守り等の支援を行います。 	
[19] 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	子ども政策課
<ul style="list-style-type: none"> 学童保育所において、発達に支援が必要な子どもの放課後活動の支援を行います。 	



目標2 「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

自分らしく輝きたい・働きたい気持ちに応えるまち

「輝きたい」「働きたい」意欲のある人が、自分にあった社会参加や就労の場を見つけて、その環境で力が発揮でき、生きがいや収入を得られる地域社会を築きます。また、長く「輝き」「働き」つづけるために、障がいへの理解にもとづく合理的配慮のなされる環境づくりと、安定した地域生活を送れるよう生活支援のしくみづくりを進めます。

【本市の現状】

- ◆ 障がいのある人の意識向上と、それを支える職員のスキルアップのための「ジョブガイダンス」を継続的に実施しており、就職へとつながるなどの成果を生んでいます。
- ◆ 障がいのある人が安心して働くことができる企業への働きかけを行い、本市においては、一般企業への障がいのある人の雇用は年々増加しています。しかし一方で、就職後の定着に関しては課題が残り、障がいへの理解の不足から離職につながるケースもあります。障がいへの理解にもとづく合理的配慮や、就職後の相談体制、安定した就労生活を継続させるための余暇支援の充実などが必要となっています。
- ◆ 当事者団体中心で展開されてきた余暇活動は、会員の高齢化・不足等による低迷が生じている団体もあります。
- ◆ 本市は「SDGs未来都市」として、SDGsの達成のため、こなん・イモ夢づくり協議会によるイモエネルギーづくり、森林生産組合による薪の生産などのバイオマス燃料製造・利用事業において福祉団体との連携を図り、自然エネルギーと福祉をつなぐまちづくりを通して、持続可能な障がい者雇用の実現を推進しています。

目標2：「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

施策5 社会参加の促進

施策目標	自分らしく輝きたい気持ちに応える場と機会がある。
施策概要	◆文化・スポーツ活動や仲間づくり等を支援し、障がいのある人の、その人らしい社会参加を促進します。

指標	障がい者スポーツ大会参加者（市スポーツ協会が開催するもの）（人）			
	期首値 （R1）	218	期末目標値 （R8）	308

【取り組みの方向性】（対応する課題：18ページ・施策5）

- ・スポーツ活動やレクリエーション活動によって、障がいのある人の健康づくりや生きがいづくりを支援します。
- ・社会参加や市民との交流により障がいへの理解を促進する視点からも、参加機会の確保、活動の周知、移動支援も含めた参加しやすい環境整備に取り組みます。
- ・障がいの特性に応じて、集団での行動が苦手な人でも気軽に過ごせる居場所づくりや、参加しやすいきっかけづくりについても検討を進めます。
- ・就労後の生活を支えるものとして余暇活動をとらえ、ニーズに合った社会参加支援体制の整備に努めます。

【施策を構成する主な事業】

[20] アール・ブリュット作品等展示事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人へのエンパワメントと創作活動の支援となるよう、アール・ブリュット作品等の展示を行うとともに、これを契機として、障がいのある人の活動や芸術理解を広めていきます。 	
[21] 障がい者スポーツ振興事業	社会福祉課・生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・県障がい者スポーツ大会への参加、市スポーツ協会障がい者スポーツ部が開催する事業等を通して障がい者スポーツの普及と振興に努めます。 	
[22] 視覚障がい者生活訓練事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者の社会参加を目的として、日常生活・社会生活に必要な知識や技能の訓練を行います。 	

◆第4章 障がい者福祉の施策

[23] 地域活動支援センター事業	社会福祉課
・ 就労が困難な在宅障がい者に対して、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等を行います（甲賀福祉圏域 ¹⁶ 共同事業）。	
[24] 相談支援センターろーぶ（当事者サロン）事業	社会福祉課
・ 障がいのある人が気軽に集まり仲間づくりや相談ができる場として、さまざまな事業（サロン活動）を企画し、社会参加への一助になるよう支援します（甲賀福祉圏域共同事業）。	



■湖南市ポッチャ大会の様子

¹⁶ 甲賀福祉圏域：甲賀市、湖南市を甲賀福祉圏域とし、広域的なサービス提供体制を整えることで、障がい福祉施策の推進を図っている。

目標2：「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

施策6 就労につなげ、働き続けられるしくみづくり

施策目標	自分らしく働きたい気持ちに応える場と機会がある。
施策概要	◆福祉サービスの充実や、雇用環境の整備に向けた企業啓発、農福連携・林福連携の新たな取り組みへの支援等を通じて、障がいのある人の、その人らしい就労を促進します。

指標	チャンスワークこなんが障がい者の求職者に紹介して就職に至った件数(件)(人)			
	期首値 (R1)	23	期末目標値 (R8)	26
		46		51

※ 上段は紹介による就職件数、下段は新規求職者数。

【取り組みの方向性】（対応する課題：19ページ・施策6）

- 障がいのある人が周囲とのコミュニケーションを保ちながら、治療もあることを踏まえて長く働き続けられるよう、一人ひとりの障がい特性に応じた就労の促進に取り組みます。
- 障がいのある人が安定して働き続けられるよう、土台となるべき安定した生活の実現を支援します。
- 就労支援事業所の整備、職員の研修、就労後に相談できる環境づくりなどの継続的な就労支援体制を構築し、就労定着を支援します。
- 企業に対し、障がいへの理解の促進、啓発を行い、長く働ける環境を整えます。また、農福連携・林福連携をはじめ、多様な就労の場の確保に努めます。

【施策を構成する主な事業】

[25] 日中活動系サービス等給付事業〔就労関係〕	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）事業に係る訓練等給付費を支給します。 就労移行支援事業、就労定着支援事業を軸に一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。 	
[26] 滋賀型地域活動支援センター事業費補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 社会的ひきこもりなど障害者総合支援法のサービスの対象にならない人に、日常生活の場を提供する事業所に対して補助します。 	
[27] 社会的事業所運営事業補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人と雇用契約を結び、障がいのある人とない人がともに仕事を行う事業所に対して補助します。 	

◆第4章 障がい者福祉の施策

[28] 障がい者就労情報コーディネーター設置事業	商工観光労政課
<ul style="list-style-type: none"> 市内の企業と福祉的就労事業所の就労に関する情報の収集、調整、提供等を行います。 	
[29] 障がい者就労推進事業	商工観光労政課
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者就労情報センター運営協議会作業所部会を設置し、地域イベントに参加し啓発を行い、一般企業へ出向いての作業を実施し、障がい者の就労に対する推進を行います。 	
[30] 「チャンスワークこなん」との連携事業	商工観光労政課
<ul style="list-style-type: none"> 市役所内に「チャンスワークこなん」を設置し、障がい者や福祉施策を受けている就職困難者・生活困窮者に対して、市とハローワークによる一体的支援を実施します。 	
[31] 優先調達の推進	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者就労施設等へ通所する障がいのある人の訓練機会の提供と経済面の自立を図るため、施設等へ業務の委託や物品の発注に努めます。 	
[32] 持続可能な障がい者雇用の推進	地域創生推進課
<ul style="list-style-type: none"> イモエネルギーづくりや薪の生産・利用等の自然エネルギー活用事業に対し、地域の福祉団体と連携して取り組むことにより、持続可能な障がい者雇用を図ります。 	



目標3 毎日の生活を支える

必要なサービスを利用して、自分らしく毎日の生活が送れるまち

住まいの場の確保や生活支援を充実させ、障がいのある人やその家族が安心して暮らせる地域をつくります。施設の機能拡充や多職種間の連携、専門性の向上を通じ、地域移行支援・相談支援・医療的支援をはじめ、障がいの特性や個々の状況に応じて、必要とされる生活支援サービスの提供を図ります。また、医療と福祉との連携、高齢分野との連携、分野横断的な連携体制を構築・強化し、重層的な支援体制の構築を目指します。

【本市の現状】

- ◆ 平成31年（2019年）4月、重症心身障がい者に特化した障がい者通所施設（生活介護事業所）かがやきが開設されました。
- ◆ 平成27年（2015年）10月に甲賀市・湖南市障がい者基幹相談支援センター¹⁷を開設し、サービス利用の基盤となる計画相談事業の充実に向けて、相談支援事業者への支援強化に取り組んでいます。
- ◆ 相談支援体制のさらなる充実に向けては、協議、検討、学習会を実施しています。また、さまざまな専門職の多職種交流学習会等も実施され、制度の狭間の問題や複合的な課題を抱えるケースへの対応をはじめとして、多様化するニーズに対応するための円滑な連携体制の構築が進められています。
- ◆ かねてより高齢分野との連携においては、連携のための協議の場が継続的に設けられてきました。さらに、令和2年の社会福祉法改正にともなう、重層的支援体制整備事業の推進による包括的な総合相談支援体制の構築に向け、甲賀地域の実情に合った体制整備を進めます。
- ◆ 障がいのある人の重度化や高齢化、親のケアや「親亡き後」を見据え、甲賀圏域における地域生活支援体制の強化のため、複数の機関が分担して機能を担い総合的に支援を行う地域生活支援拠点の「面的整備」を行っています。健康状態等の急変や、日常生活を支えている家族等に何かあったときなど、24時間・緊急時の対応ができる体制づくりを進めます。
- ◆ 精神障がいのある人の地域生活を支える環境を整備するため、保健・医療・福祉関係者が協議の場を設けており、長期入院患者が地域のグループホームを体験する等の具体的な実践へとつながっています。また、地域と医療の連携についても、地域生活を支援する事業所等の研修の場への参加により、学習会や意見交換、情報の共有等の取り組みが行われています。一方で、精神障がいのある人の家族への支援には、それぞれの支援機関が個別に対応を行っていることが多く、支援体制整備への検討が必要です。

¹⁷ 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人に関わる相談支援体制の強化を図ることを目的に設置。

目標3：毎日の生活を支える

施策7	相談支援と情報提供の充実
------------	---------------------

施策目標	身近に安心して相談できる場所があり、公的サービス等の情報が便利に入手できる。
施策概要	<p>◆障がいのある人とその家族の、ライフステージを踏まえたさまざまな生活課題に伴走し支援できるよう、総合的な相談体制の強化と情報提供の充実を図ります。</p> <p>【重点】</p> <p>◎ 計画相談の活発化と充実のため、引き続き基幹相談支援センターが中心となり計画相談事業所への支援の充実を図ります。</p>

指標	計画相談員数（人）			
	期首値 （R1）	18	期末目標値 （R8）	21

【取り組みの方向性】（対応する課題：19ページ・施策7）

- ・さらなる計画相談事業所の参入、相談員の確保をはじめ、継続的で充実した相談支援体制の確立を図ります。
- ・複合的な問題を抱えた家庭が、地域から孤立せず地域での生活が続けられるよう、関係機関、多職種間の連携を強化し、重層的な地域生活支援体制の構築を進めます。
- ・地域総合センター（隣保館）等で生活上の各種相談や課題に寄り添う支援を進めます。
- ・相談支援スキル向上のための研修を実施するため、相談体制の充実と待遇の改善を検討します。

【施策を構成する主な事業】

[33] 障がい者相談支援事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人とその保護者からの相談に応じるとともに、情報提供、連絡相談など事業所等との連絡調整や相談支援を行います。 ・障がい者生活支援センターを設置し、困難ケースに対応するため、専門的職員を配置して、相談支援事業機能強化事業を行います。 ・専門職の確保および人材育成、相談窓口の周知や地域啓発など相談支援体制の強化を図ります。 <p>（甲賀福祉圏域共同事業）</p>	
[34] 障がい者就業・生活支援センター運営事業	商工観光労政課・社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・働き・暮らし応援センターの職場開拓員設置に係る負担金を拠出します。 ・働き・暮らし応援センターに就労サポーターを配置し、障がいのある人に対する就労および職場定着に向けた支援を専門的に行います。 	

[35] 認証発達障がい者ケアマネジメント支援事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 発達障がいのある人への支援を行う生活支援センター等関係機関に、「発達障がい者支援ケアマネージャー」を設置し専門的支援を図ります（甲賀福祉圏域共同事業）。 	
[36] 障がい者基幹相談支援センター運営事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターにより、計画相談（特定相談・児童相談）事業所の支援の充実を図ります（甲賀福祉圏域共同事業）。 	
[37] 計画相談支援給付事業（サービス利用計画）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 計画相談（特定相談・児童相談）支援事業所等の確保に努め、サービス利用にあたっての、利用計画の作成、定期的なモニタリングを実施します。 	
[38] 成年後見センター運営事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が十分でない障がいのある人や高齢者を保護し支援する成年後見制度¹⁸利用についての相談や普及・啓発・研修事業等を行います（甲賀福祉圏域共同事業）。 	

¹⁸ 成年後見制度：知的障がい、精神障がい、認知症などによって、判断能力が十分でない人の財産管理や権利を保護する制度。

目標3：毎日の生活を支える

施策8**自立支援給付等による日常生活の支援**

施策目標	障がい福祉サービス等を利用して、自分らしく地域で生活できる。
施策概要	◆訪問系・日中活動系サービスを中心とした、障がい福祉サービス提供基盤の充実と安定に努めます。

指標	サービス等利用計画の作成件数（件）			
	期首値 （R1）	352	期末目標値 （R8）	400

【取り組みの方向性】（対応する課題：20ページ・施策8）

- より一層のサービスの充実を図るとともに、ピアサポートの活用等、社会状況の変化に合わせた多様なニーズを把握し応える支援体制を強化します。
- 障がいのある人の高齢化の実態に即して、障がいのある人が介護保険制度を有機的に利用できる体制を検討、推進します。
- 地域での暮らしを可能にするため、保健・医療・福祉の連携や、グループホーム等の地域資源の充実を通じ、地域移行へとつなげる支援体制の構築を進めます。
- 各領域における人材不足を解消するため、人材の確保やスキルアップ、専門性の向上に努め、障がいのある人への支援体制をより強化します。

【施策を構成する主な事業】

[39] 訪問系サービス給付事業（同行援護以外）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> • 日常生活のために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）に係る介護給付費を支給します。 	
[40] 日中活動系サービス等給付事業（就労関係以外）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> • 日常生活のために必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。 	
[41] 日中一時支援事業（18歳以上分:地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> • 障がいのある人等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。 • 障がいのある人を日常的に介護している家族等へのレスパイト事業を行います。 • 日中において介護者がいない障がいのある人等に対して日中活動の場を提供し一時的な見守り等の支援を行います。 	

[42] 日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅の障がいのある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付（貸与）します。 	
[43] 重度障がい者移動入浴サービス事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の身体障がい者の在宅生活を支援するため、身体の清潔の保持と心身機能の維持を目的とし、自宅への訪問による清拭または入浴サービスを提供します。 	
[44] 障がい児・者ナイトケア事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障がいのある子ども等に対する24時間対応型支援（緊急時の夜間支援）を行います。 	
[45] 補装具費支給事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人の身体機能を代替または補完するための更生用の用具です。支給が必要と判定された場合に補装具費（購入・修理等）を支給します。 	
[46] 成年後見制度利用支援事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断能力が十分でない障がいのある人等の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度利用をすすめるとともに、利用にあたり公費の助成が必要なケースに対して、報酬費や手続きに係る経費を助成します。 	
[47] 地域福祉権利擁護事業 ¹⁹	社会福祉課（社会福祉協議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断能力が十分でない障がいのある人等に対して、自立した地域生活が安心して送れるよう福祉サービス等の利用支援を行います。 	

¹⁹ 地域福祉権利擁護事業：知的障がい、精神障がい、認知症などによって、判断能力が十分でない人が自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理等を行う事業。

目標3：毎日の生活を支える

施策9 経済的負担の軽減

施策目標	障がいがあることに起因する経済的負担が、過重にならない。
施策概要	◆各種手当や年金、助成等について、障害者手帳交付時に窓口での案内や積極的な情報提供に努め、その適切な利用を促進します。

指標	特別障害者手当等の受給者数（人）			
	期首値 （R1）	70	期末目標値 （R8）	73
		21		25

※ 上段は特別障害者手当、下段は障害児福祉手当

【取り組みの方向性】（対応する課題：21ページ・施策9）

- ・支援を必要とする人に適切な情報が届くよう、積極的な情報提供を行い、制度の利用を促進します。
- ・コロナ禍等の社会状況の変化による経済的な負担が過重にならないようにします。

【施策を構成する主な事業】

[48] 特別障害者手当・障害児福祉手当等支給事業	社会福祉課
・ 在宅で常時介護が必要な重度の障がいのある人や子どもに手当を支給します。	
[49] 児童扶養手当支給事業	子ども政策課
・ ひとり親家庭などに支給される手当です。父または母が重度の障がいの状態にある場合にも手当を支給します。	
[50] 特別児童扶養手当支給事業	子ども政策課
・ 20歳未満で、身体または精神に中度以上の障がいのある人の保護者（養育者）に対して手当を支給します。	
[51] 特別支援教育就学奨励事業	学校教育課
・ 特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育関係経費を一部援助し、保護者の経済的負担を軽減します。	
[52] 保育料・給食費減額制度	幼児施設課
・ 保育園・こども園児が、障害者手帳を有する家族と同居する場合、収入に応じて保育料・給食費の減額を行う場合があります。	
[53] 精神障がい者生活支援推進事業補助	社会福祉課
・ 精神障がいのある人が公共交通機関を利用して障がい者支援施設等に通所する場合に、交通費の一部補助を行います。	

目標3：毎日の生活を支える

施策10**その人らしい生活を支える暮らしの場の確保**

施策目標	暮らしやすい住まいがあり、地域に安心して住み続けられる。
施策概要	<p>◆障がいのある人が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、住まいの確保を促進するとともに、長期入院者等の地域生活移行を促進します。</p> <p>【重点】</p> <p>◎ 緊急時の対応等必要な機能を備えた地域生活支援拠点について、甲賀福祉圏域での整備を充実させます。</p>

指標	支援区分5・6のグループホームの利用者数（人）			
	期首値 （R1）	16	期末目標値 （R8）	19

※ 「必要な支援の程度」を段階的に示した指標で、支援の度合いが低い方から、区分1～6の全6段階がある。区分5・6は重度障がいに相当する。

【取り組みの方向性】（対応する課題：21ページ・施策10）

- ・強度行動障がいや医療的ケアを必要とする人たちをはじめとする重度障がいの特性に対応でき、また「親亡き後」の暮らしへの移行も視野に入れた住まい環境の整備を推進します。
- ・高齢と障がいという複合的な課題に対応できるための、甲賀地域の実情に合った、市や関係機関との連携にもとづいた重層的支援体制を構築します。また、障がいのある人の、「親亡き後」の生活や、高齢の親の看取りを支えるための支援等についても検討を進めます。
- ・緊急時の短期入所、訓練等を行う生活移行支援の足がかり、体験利用や虐待防止対策へのシエルターとして利用できる拠点を整備するため、空き家の活用など、既存の資源を活用する新たなしくみづくりを進めます。
- ・地域交流のできる環境づくりと、近隣の地域住民の理解を促進します。

【施策を構成する主な事業】

[54] 居住系サービス給付事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住系サービス（施設入所支援、グループホーム）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。 ・ 自立生活援助：施設入所やグループホームを利用していた人でひとり暮らしを希望する人に対し、居宅への定期的な訪問や対応により円滑な地域生活に向けた支援を行います。 	
[55] グループホーム整備促進事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の場として計画的なグループホームの整備を促進するための補助を行います。 	

◆第4章 障がい者福祉の施策

[56] 地域生活支援拠点整備事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 親亡き後の自立に向けた生活体験や緊急時にも対応できる、地域で暮らしていくための支援の充実に努めます（甲賀福祉圏域共同事業）。 	
[57] 重度身体障がい者住宅改造補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 重度身体障がいのある人の日常生活の向上を図るための住宅改造経費を補助します。 	
[58] 身体障がい者福祉ホーム運営補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 自宅での生活が困難な身体障がい者が生活する福祉ホームに対して、運営費を補助します。 	
[59] 居住サポート事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 一般住宅への入居に困難を抱えている障がいのある人に対して、住居等の確保と入居に必要な調整等を行うとともに、地域生活に向けての支援を行います（甲賀福祉圏域共同事業）。 	
[60] 精神障がい者グループホーム地域支援員派遣事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 重度の精神障がいのある人の地域生活を支えるため、複数の法人による協力体制でグループホームに支援員を派遣し、定期訪問や緊急時における支援を行います（甲賀福祉圏域共同事業）。 	



目標3：毎日の生活を支える

施策11 保健・医療の充実

施策目標	けがや病気のために、身近な病院等を利用できる安心がある。
施策概要	◆市民の健康づくりの促進を図るとともに、保健・医療・福祉等の確保と障がいのある人の受診環境の向上のため、関係機関の連携強化に努めます。

指標	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の受給者数（人）			
	期首値 （R1）	172	期末目標値 （R8）	192
		17		21
		747		949

※ 上段は更生医療、中段は育成医療、下段は精神通院医療。

【取り組みの方向性】（対応する課題：21ページ・施策11）

- ・医療分野における、障がいや障がいのある人への理解を促進し、合理的配慮の提供を踏まえた、適切な医療サービスを受けられる体制づくりを推進します。
- ・医療的ケアを必要とする人に対して、サービスが途切れることなく利用できる、福祉サービスと医療サービスの連携にもとづく支援体制の充実を推進します。
- ・依存症に対して、医療や保健、多様な専門機関との連携や、当事者を支える社会資源や支援の検討や、研修の機会づくり等の支援体制の構築を進めます。

【施策を構成する主な事業】

[61] 自立支援医療給付事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の医療費負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付します。 	
[62] 重度障がい者地域包括支援事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・医療行為を常時必要とする重度障がいのある人が、生活介護事業所で看護師による医療行為を受けることができるよう助成します。 	
[63] 福祉医療費助成事業	保険年金課
<ul style="list-style-type: none"> ・重度の心身障がい児・者に対して、健康保険の自己負担分から福祉医療費の自己負担金を控除した額を助成します。 ・精神障がいのある人に対して、自立支援医療（精神通院医療に限る）の自己負担金を助成します。 	

目標4 支えあい、共生する地域をつくる

住みなれた地域で、あたたかい支えあいのもとで安心して暮らせるまち

市民や地域に障がいと障がいのある人への理解があり、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人とない人が自然に交流し、かかわりあい、互いに支えあう地域共生社会を実現するため、障がいと障がいのある人への理解を深めるための事業を行います。また、地域で安心して暮らせるための生活支援を行うとともに、日常からの見守りや顔の見える関係づくりを通して、有事の際もだれもとりにこぼさない体制づくりを進めます。

【本市の現状】

- ◆ 障がいと障がいのある人への理解の浸透のため、引き続き啓発等を行い、当たり前の権利が侵害されていることへの気づきをもって、障がいを理由とする差別の解消に取り組む地域社会をつくっていきます。
- ◆ 平成29年2月には、障がい者虐待の防止と障がい者差別の解消を目的とした「湖南市障がい者の人権を守るための連携協議会」を設置し、関係機関による連携協議を図っています。
- ◆ 国の重層的支援体制整備事業においては、「地域づくりに向けた支援」が示され、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す取り組みを行うものとされ、従来の、高齢・障がい・児童など対象別の福祉サービスの考え方から、その人の生活のしづらさを、地域社会として我が事・丸ごとで受け止めるしくみへの転換が進められています。
- ◆ 障がいのある人の高齢化や重度化を見据えた、ゴミ出し等の生活の支援や移動支援、日常からの見守り体制など、湖南市の実情に合わせた地域づくりが必要です。障がいのある人の日常生活を地域丸ごとで無理なく支えあう、永続的なしくみの構築を検討、推進します。
- ◆ 災害は世代や属性を問わず、あらゆる人に降りかかるものであり、防災は地域のすべての人が取り組むべき課題です。災害時に自力での避難が困難な人に対して、避難行動要支援者²⁰名簿の作成や個別プランを作成し、避難支援体制の構築を進めています。加えて、要支援者への対応を迅速かつ的確に行うためには、日ごろからの支えあい活動や声掛け、障がいへの理解などが必要であり、地域ぐるみのだれもとりにこぼさない支援体制づくりが求められています。

²⁰ 避難行動要支援者：自力での移動が困難な人、薬や医療装置がないと生活できない人、理解や判断ができない人など、平常時から介護や行動の補助など何らかの支援を必要とする人。災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられている。

目標4：支えあい、共生する地域をつくる

施策 12

人権文化の醸成と権利の擁護

施策目標	障がいのある人が、差別がないと感じる地域社会となっている。
施策概要	◆障がいを理由とする差別の解消を通じて、基本的人権の尊重の理念の浸透と権利の擁護に努め、湖南省におけるさらなる人権文化の醸成を図ります。

指標	①障がい者虐待・差別防止研修会の参加人数（人）			
	期首値（R1）	0	期末目標値（R8）	75
	②「権利侵害を受けたことがない」と答えた人の割合（％）			
	期首値（R2）	69.0	期末目標値（R8）	80.0
		49.3		60.0

※ ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大により研修会が中止となったため、期首値（R1）の数値は0となっている。

※ ②上段は18歳未満、下段は18歳以上の障がいのある人の、今回のニーズ調査における結果。

【取り組みの方向性】（対応する課題：22ページ・施策12）

- ・市民や地域の意識・理解を醸成するための学習・研修、交流・体験などの取り組みを強化します。
- ・感染症拡大時やいかなる社会的状況にあっても、障がいのある人の人権が尊重され地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、差別の撤廃と合理的配慮の提供に取り組めます。
- ・本計画のアピールを広く一般市民にも行い浸透させ、「共生社会づくり」の実現を推進します。

【施策を構成する主な事業】

[64] 障がい者の人権を守るための連携協議会	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法および障害者差別解消法に基づき設置する協議会として、障がいのある人の人権を守るための連携事業について協議します。 	
[65] 理解促進研修・啓発事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。 <p>主な事業：障がい者虐待・差別防止研修会、成年後見制度・権利擁護に関する講座、発達障がいについて理解を深める研修会、啓発グッズ配布など。</p>	
[66] ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人等が周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマーク（ヘルプマーク）・ヘルプカードの利用に向けて啓発します。 	

◆第4章 障がい者福祉の施策

[67] 湖南省人権まちづくり会議（障がいのある人の人権部会）	人権擁護課
<ul style="list-style-type: none"> 啓発のための部会員の研修や、人権まちづくりに係る講演会を実施します。 	
[68] 出会い・気づき・発見講座、豊かなつながり創造講座	人権擁護課
<ul style="list-style-type: none"> さまざまな人権課題をテーマとして人権啓発講座を開催する中で、うち1回を障がいのある人の人権をテーマに開催します。 	
[69] 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・地域アドボケーター ²¹ の設置	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 身近なところで相談しやすい体制づくりに努めます。 	



■人権に関する研修会の様子

²¹ 地域アドボケーター：滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に規定される地域相談員のことであり、自分で相談することが難しい障がいのある人に寄りそい、相談内容を代弁することにより、障がいのある人の権利を守ることや、差別を解消するために活動をしている。

目標4：支えあい、共生する地域をつくる

施策13**ふれあい・交流による支えあいの関係づくり**

施策 目標	顔なじみによく出会い、気軽なあいさつ・声かけがある。
施策 概要	◆障がいのある人とない人の自然な交流を促進するため、障がいのある人が参加しやすい環境づくり等について、地域への働きかけを行います。

指標	湖南省ボランティアセンター登録の障がい者支援ボランティアグループの活動件数（件）			
	期首値 (R1)	537	期末目標値 (R8)	554

【取り組みの方向性】（対応する課題：22ページ・施策13）

- ・当事者団体の活動や団体間の連携に対して、活動を促進するための支援や一般市民の参加促進のための環境整備を行います。
- ・区、自治会やまちづくり協議会の取り組みを通じて、交流の機会を設けることで、障がいのある人の社会参加を促し、障がいへの理解を促進します。
- ・地域に暮らすすべての人が、地域共生社会の実現に向けて、区・自治会・まちづくり協議会をはじめ、事業者・各種団体等の連携のもとで、支えあいの地域づくりを進めます。

【施策を構成する主な事業】

[70] 社会福祉協議会事業補助	社会福祉課
・ ボランティアセンター事業など、社会福祉の推進に関する事業への補助を行います。	
[71] 障がい児・者団体補助	社会福祉課
・ 障がい児・者団体が自主的に行うふれあい・交流・研修活動等に対して補助を行います。	
[72] ふれあい・支えあいの地域づくり	社会福祉課
・ 市民の地域福祉活動への参画と支えあいのまちづくりをめざし、まちづくり協議会を包括的な地域支えあいの場として位置づけ、まちづくりフォーラムや地域懇談会などをとおして、ふれあい・交流の機会の創出を働きかけます。	

目標4：支えあい、共生する地域をつくる

施策14	コミュニケーション支援の充実
-------------	-----------------------

施策目標	意思疎通のしづらさがあっても、地域での暮らしのなかでコミュニケーションを図ることができる。
施策概要	◆意思疎通のしづらさがある人の地域生活を支援するため、障がい特性を踏まえたコミュニケーション支援を充実させます。

指標	手話奉仕員養成講座（レベルアップ編）参加者数（人）		
	期首値（R1）	17	期末目標値（R8）

【取り組みの方向性】（対応する課題：23 ページ・施策14）

- ・障がいのある人の社会参加を支える基盤として、コミュニケーション支援の充実は欠かせないことから、より一層のサービスの充実を図ります。
- ・特に課題として挙げられた、聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援サービスの充実と質的向上を図ります。

【施策を構成する主な事業】

[73] コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）	社会福祉課、図書館
<p>（社会福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣：聴覚、言語機能、音声機能障がいのある人の、意思疎通の円滑化のため、手話通訳者等を派遣します。 ・手話通訳者設置：聴覚および言語等の障がいのある人の、社会生活での自立と参加に必要なコミュニケーションを支援するため、市役所内に専任手話通訳者を設置します。 ・手話奉仕員養成講座：聴覚障がいのある人への理解と、手話ができる市民・手話通訳者を増やすことを目的に手話講座を開催します。 <p>（図書館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者用朗読・点訳奉仕：ボランティアサークルが朗読・録音した市広報紙、議会だより等を、盲人用郵便により市内の視覚障がいのある人等（希望者）に送付しています。また、その他点訳資料（図書館カレンダー等）を作成し、館内に掲示します。 	
[74] わかりやすい情報提供事業	秘書広報課
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が利用しやすい市ホームページを目指し、ウェブアクセシビリティを考慮したホームページの作成を行います。 ・すべての人にとってわかりやすい広報紙を提供するため、「広報こなん やさしい日本語版」を作成します。 	

目標4：支えあい、共生する地域をつくる

施策15 移動の確保

施策目標	同行援護ヘルパーやガイドヘルパーを利用するなど、自分が望むところに行くことができる。
施策概要	◆移動のしづらさがある人が、自由に外出できるよう、同行援護や移動支援等を提供します。また、移動にかかる経費負担を軽減します。

指標	①障がい者自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成券交付者数（人）			
	期首値（R1）	122	期末目標値（R8）	130
		133		140
	②同行援護ヘルパー利用者数（人）			
	期首値（R1）	12	期末目標値（R8）	14

※ ①上段は障がい者自動車燃料費交付者数、下段は福祉タクシー運賃助成券交付者数。

【取り組みの方向性】（対応する課題：23ページ・施策15）

- ・デマンド交通や、地域ぐるみの取り組みによる移動支援体制の整備等、柔軟な移動手段の確保を図ります。
- ・医療的ケア児者への通院、通学への送迎支援に対する県の動向を踏まえつつ、医療ケアを必要とする人の利用できる移動手段の充実を図ります。

【施策を構成する主な事業】

[75] 訪問系サービス給付事業（同行援護）	社会福祉課
・ 移動が困難な視覚障がいのある人に対して同行援護ヘルパーを派遣します。	
[76] 移動支援事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
・ 移動が困難な重度障がいのある人および視覚障がいのある人への移動を支援します。	
[77] 障がい者自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業	社会福祉課
・ 障がいのある人の積極的な社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的に、移動に伴う自動車燃料費またはタクシー運賃を助成します。	
[78] 自動車改造費助成事業	社会福祉課
・ 重度身体障がいのある人が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。	
[79] 自動車操作訓練費助成事業	社会福祉課
・ 身体障がいのある人の社会参加のための自動車運転免許取得費用の一部を助成します。	

◆第4章 障がい者福祉の施策

[80] 福祉有償運送 ²² 運営協議会	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法に基づき設置する協議会として、福祉有償運送の必要性および適正な運営の確保のために必要な事項について協議します。 	
[81] ユニバーサルデザイン ²³ のまちづくり	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、さまざまな公共的な場所がだれもが利用しやすいものとなるよう、公共施設などのユニバーサルデザインを進めます。 	



²² 福祉有償運送：公共交通機関（電車、バス等）を単独で利用することが困難な高齢者や障がいのある人などの会員に対し、NPO 法人等が営利とは認められない範囲の料金で、自家用自動車を使用して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。

²³ ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性の違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

目標4：支えあい、共生する地域をつくる

施策16 災害への備え

施策目標	災害時の要配慮者とその支援について、十分に住民が認知している。
施策概要	◆日頃からの防災意識の向上を図るとともに、災害時の要配慮者支援に係る備えを充実させます。

指標	障がいのある人の災害時個別支援プランの策定件数（件）			
	期首値 （R1）	93	期末目標値 （R8）	151

【取り組みの方向性】（対応する課題：23ページ・施策16）

- ・災害時要支援者の名簿や災害時個別支援プランの作成を進めるとともに、住民認知を広げ、住民も参加する避難訓練を実施し、地域で支えあう体制づくりを進めます。
- ・自治会、民生委員をはじめ、地域の防災対策の主体たる自主防災組織への活動支援を行います。
- ・福祉避難所の周知とともに、避難所の環境整備を進め、また、障がいの特性により避難所に避難できない人たちのための支援方法の検討を進めます。
- ・地域での日常生活から「顔の見える」関係を築き、見守り支えあう地域づくりを進めていくことで、災害時にも地域に暮らすすべての人が支えあいつながりあえる地域のしくみの構築を支援します。

【施策を構成する主な事業】

[82] 避難行動要支援者対策事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者個別支援プランを作成し、災害時の避難に備えます。 	
[83] メール配信サービス事業	秘書広報課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時をはじめ市民生活に影響を及ぼす緊急性のある情報をメール配信システムにより登録者に情報発信します（登録者は同意した人）。 	
[84] 福祉避難所機能確保対策事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市と「福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結した市内の福祉施設に対し、「湖南省福祉避難所開設・運営マニュアル」を活用しながら、要配慮者が安心できる避難生活の提供に努めます。 	

第5章：湖南省障がい福祉計画・障がい児福祉計画

この章では、「第6期湖南省障がい福祉計画」「第2期湖南省障がい児福祉計画」を一体的な計画として掲載しています。第4章が障がい福祉分野のまちづくり全般に係る体系的な施策を示すものであるのに対して、第5章では、障がいのある人・子どもの日常生活と社会参加に必要な福祉サービス等について、それぞれの必要量の見込みとその確保方策について示しています。

1. 福祉サービス等の概要

サービス等の体系は、法律等に基づいて、大きくは以下のとおりとなっています。

① 障害者総合支援法のサービス等

一人ひとりの障がい程度や勘案すべき状況、サービス等利用計画案を踏まえて、個別に支給決定がなされる「自立支援給付（介護給付、訓練等給付および相談支援等）」と地域の実情に応じて市町村の創意工夫により実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

② 児童福祉法のサービス等

障がいのある子どもを対象とした施設・事業等のサービスとして、「障害児通所支援」「障害児相談支援」「障害児入所支援」があります。

③ 法定外のサービス等

法定外のサービス等には、滋賀県独自の事業として社会的事業所や滋賀型地域活動支援センター、生活ホームといったサービスがあるほか、市独自のサービスがあります。

■ 「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の対応関係

※ 障がい福祉計画の、サービス等に係る事業について、障がい者計画の施策体系との関係を示します。

〔第4章〕		〔第5章〕
第3次湖南省障がい者計画（後期計画）		湖南省障がい福祉計画（第6期） 湖南省障がい児福祉計画（第2期）
目標	施策	対応するサービス等※
1：一人ひとりの発達・成長を支援する	1 切れ目のない発達支援システムの充実	児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、発達障がい者に対する支援
	2 支援が必要な子どもの早期発見・対応	
	3 教育・保育の充実	
	4 放課後等の居場所づくりによる生活支援の充実	
2：「輝きたい」「働きたい」意欲に応える	5 社会参加の促進	地域活動支援センター事業
	6 就労につなげ、働き続けられるしくみづくり	就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援、就労定着支援
3：毎日の生活を支える	7 相談支援と情報提供の充実	計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、成年後見制度法人後見支援事業、障がい児相談支援
	8 自立支援給付等による日常生活の支援	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、短期入所、成年後見制度利用支援事業、日常生活用具給付等事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、医療的ケア児に対するコーディネート配置
	9 経済的負担の軽減	
	10 その人らしい生活を支える暮らしの場の確保	自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、住宅入居等支援事業（居住サポート）
	11 保健・医療の充実	
4：支えあい、共生する地域をつくる	12 人権文化の醸成と権利の擁護	理解促進研修・啓発事業
	13 ふれあい・交流による支えあいの関係づくり	自発的活動支援事業
	14 コミュニケーション支援の充実	意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業
	15 移動の確保	移動支援事業、同行援護
	16 災害への備え	

※対応するサービス等：第5章（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）で定めている事業を掲載しています。

2. 成果目標

国の基本指針を踏まえて、以下の7つの重点項目について成果目標を掲げ、それらの着実な推進を図ります。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ・ 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点施設入所者数から1.6%以上削減

市の成果目標

項目	数値
令和元年度末時点の入所者数	38 人
令和5年度末時点の入所者数	41 人
【目標値】地域生活移行者数	1 人 2.4 %

<考え方>

- ・ 地域生活の支援体制が十分に整っているとは言いきれない現状のサービスの枠組みの中で、現在の施設入所者について地域生活移行を行うことは、かえってQOL²⁴の低下につながることが見込まれます。
- ・ 施設入所者の現状として、「児童福祉施設の入所者で18歳に達した時に本人の障がい特性や家庭基盤のせい弱さから、引き続き入所の必要な人」また、「介護者の高齢化などにより在宅での生活が難しくなり施設入所を希望される人」などがいるという課題があります。
- ・ 施設入所にあたっては、利用者と施設のマッチングの問題などから、甲賀福祉圏域内の施設等への入所が困難なケースもあり、圏域外の施設に入所される現状があります。
- ・ 今後、施設入所を希望される人については、重度障がいのある人なども含め対応できるようなグループホームなど、地域で暮らせる体制整備を進めていく必要があります。

²⁴ QOL: 「Quality Of Life」の略で「生活の質」の意味。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 精神障がい者の精神病床から退院後の地域における平均生活日数
- ・ 令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数
- ・ 令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数
- ・ 入院後3か月時点の退院率については69%以上
- ・ 入院後6か月時点の退院率については86%以上
- ・ 入院後1年時点の退院率については92%以上

- ・ 精神障がいのある人の地域生活を支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値については、国の基本指針に沿って滋賀県が設定するものとされています。
- ・ 第5期の成果目標であった保健、医療、福祉関係者による協議の場については、甲賀福祉圏域共同事業である精神障害者部会・中核的人材育成事業のなかで、定期的に協議が行われています。

<考え方>

- ・ 精神障がいのある人に対するきめ細かな支援を行っていく上で、入院中から、外泊や宿泊を通じて生活体験や日中活動が行える場の確保や、そうした支援に必要な人材の確保の重要性が高まっています。また、退院後の住居確保と保証人の問題は、退院の大きな阻害要因となっています。
- ・ 長期入院に至っている人が、自ら望む生活を選びとっていけるよう、退院後の地域生活移行および地域定着の促進に関する協議について、精神障害者部会・中核的人材育成事業のなかで引き続き実施していきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 令和5年度末までに、地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討

<考え方>

- ・ 「地域生活支援拠点」が担う機能は、次のとおりです。
 - ① 緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う相談の機能
 - ② ひとり暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会の場の提供
 - ③ 短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ態勢の確保
 - ④ 医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人等に対して専門的な対応のできる人材の確保・養成
 - ⑤ 地域のさまざまなニーズに対応できるコーディネーターの配置や社会資源の連携体制の構築など地域の体制づくり
- ・ これらの機能を集約して整備するために、甲賀地域においては、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」を進めています。
- ・ 第6期においては、「甲賀地域ならではの」特性を生かし、福祉サービス提供事業者等のみならず地域全体で総合的な支援を行う体制の整備を図るため令和2年度に設置した地域生活支援拠点等の充実に図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 令和5年度末の一般就労への移行者数は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上
- ・ うち就労移行支援事業所を利用した移行者数については、令和5年度末における移行実績が令和元年度の1.3倍以上
- ・ 就労継続支援A型、就労継続支援B型の令和5年度末における利用者数が令和元年度における利用者数のそれぞれ1.26倍以上、1.23倍以上
- ・ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
- ・ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

市の成果目標

項目	数値
令和元年度の一般就労移行者数	1 人
【目標値】令和5年度の一般就労移行者数	2 人
令和元年度の就労移行支援事業所の利用者数	19 人
【目標値】令和5年度の就労移行支援事業所の利用者数	19 人
令和元年度の就労継続支援A型の利用者数	30 人
【目標値】令和5年度の就労継続支援A型の利用者数	33 人
令和元年度の就労継続支援B型の利用者数	138 人
【目標値】令和5年度の就労継続支援B型の利用者数	141 人
【目標値】令和5年度の就労定着支援事業利用者数	6 人
【目標値】令和5年度の就労定着支援事業の職場定着率が8割以上の事業所	90 %

<考え方>

- ・ 福祉施設から一般就労への移行者については、第5期の目標値を下回り、1人となっていますが、平成29年度は4人、平成30年度は2人と毎年変動があります。直近2年間は、移行者数が1～2人となっています。
- ・ 令和2年度の就労移行支援の利用者については令和2年9月末現在で8人です。
- ・ 就労移行支援事業所の増減、コロナ禍による経済活動の悪化により、就労が困難な状況です。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 重層的な支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実
- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置（圏域での設置も可）
- ・ 令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・ 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保（圏域での確保も可）
- ・ 令和5年度末までに各都道府県、各圏域および各市町村において、医療的ケア児支援のために保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置（圏域での設置も可）

<考え方>

- ・ 「児童発達支援センター」については、市内に1か所、湖南省通所支援センターとして設置しています。
- ・ 「保育所等訪問支援事業」については、市内に1か所、湖南省通所支援センターで行っています。
- ・ 「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所」については、市内に1か所設置しています。
- ・ 「主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所」については、圏域に1か所設置しています。
- ・ 人工呼吸器の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がいのある子どもが在宅生活を継続していこうとする場合、保健、医療、障がい福祉だけでなく、保育、教育等の支援も重要であることから、甲賀地域障害児・者サービス調整会議の部会が、甲賀地域医療的ケア児者協議会の機能を兼ねることとしています。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

市の成果目標

項目	数値
【目標値】総合的・専門的な相談支援	90 件
【目標値】相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	40 件
【目標値】地域の相談支援事業者の人材育成の支援	6 回
【目標値】地域の相談支援機関との連携強化の取り組み	6 回

<考え方>

- ・ 基幹相談支援センターによる指定特定相談支援事業所への定期的な巡回訪問や研修会を実施します。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築

市の成果目標

項目	数値
【目標値】障がい福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加	6 人
【目標値】障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の事業所等との共有	1 回

<考え方>

- ・ 担当職員は積極的に各種研修に参加し理解を深めます。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有を図ります。

3. 福祉サービス等の見込み量と確保方策

成果目標の達成のため、国の基本指針に示された活動指標や特別支援学校卒業後の進路希望、サービス利用の過年度実績などを踏まえて、以下の各障がい福祉サービス等の当期見込み量とその確保の方策を示します。

I. 障害者総合支援法によるサービス

- (1) 自立支援給付
 - ア. 訪問系サービス
 - 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
 - イ. 日中活動系サービス
 - (1) 生活介護 (2) 療養介護 (3) 就労継続支援A型 (4) 就労継続支援B型
 - (5) 就労移行支援 (6) 就労定着支援 (7) 自立訓練(機能訓練) (8) 自立訓練(生活訓練)
 - (9) 短期入所(ショートステイ)
 - ウ. 居住支援系サービス
 - (1) 自立生活援助 (2) 共同生活援助(グループホーム) (3) 施設入所支援
 - エ. 相談支援サービス
 - (1) 計画相談支援 (2) 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
- (2) 地域生活支援事業(必須事業)
 - (1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業
 - (2) 障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
 - (3) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業
 - (4) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業
 - (5) 日常生活用具給付等事業
 - (6) 移動支援事業
 - (7) 地域活動支援センター事業
- (3) 地域生活支援事業(任意事業)
 - (1) 訪問入浴サービス事業 (2) 日中一時支援事業 (3) 発達障がい者に対する支援

II. 児童福祉法によるサービス

- (1) 児童発達支援 (2) 医療型児童発達支援 (3) 放課後等デイサービス
- (4) 保育所等訪問支援 (5) 居宅訪問型児童発達支援 (6) 障がい児相談支援
- (7) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

なお、令和2年度の実績(見込値)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、実績の推移からみると異常な減少を示しているものがあります。そのことから、令和元年度までの実績の推移等を踏まえ、本計画の見込量を算出しています。

I. 障害者総合支援法によるサービス

(1) 自立支援給付

ア. 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	所管課	社会福祉課
-----------------------	-----	-------

事業概要	居宅介護 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護 重度の肢体不自由の人または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護 知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動の支援を行います。
	同行援護 視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時同行し、移動に必要な情報の提供や外出する際の必要な援助を行います。

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系サービス全体	時間数/月(時間)	計画値	1,654	1,753	1,858	1,334	1,334	1,334
		実績値	1,262	1,039	855			
		達成率	76%	59%	46%			
	利用者数(人)	計画値	153	154	155	153	153	153
		実績値	147	155	122			

【現況と課題】

- 市内の居宅介護事業所は7か所、重度訪問介護事業所は6か所、行動援護事業所は2か所、同行援護事業所は2か所です。
- サービスの内訳では、居宅介護が微増、重度訪問介護の利用時間は減少しています。行動援護と同行援護は毎年大きな変化はない状況です。
- 利用者数は各サービスともに、大きな増減はありません。
- 各サービスともに土曜日、日曜日、祝日の利用や緊急での利用が難しい状態で、利用者の希望どおりサービスが受けられる体制が整っていません。

【見込量確保の方策】

- 市内事業所での有資格者を増やすため、事業所に対しヘルパー養成研修等に関する情報提供に努めます。
- 事業者の参入を促進します。

イ. 日中活動系サービス

(1) 生活介護	所管課	社会福祉課
----------	-----	-------

事業内容	常に介護を必要とする人に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月(日)	計画値	1,970	2,049	2,131	2,087	2,141	2,195
	実績値	1,904	1,941	2,033			
	達成率	97%	95%	95%			
利用者数(人)	計画値	115	118	121	115	118	121
	実績値	105	111	112			

【現況と課題】

- 生活介護は重度障がいのある人にとって日中活動の場としてニーズが高いサービスです。特別支援学校卒業生等の進路希望も多く、以前からサービス提供事業所が不足し、甲賀福祉圏内のサービス提供事業所では定員を超過した受け入れとなっています。
- 特別支援学校卒業後の進路先の確保が喫緊の課題です。強度行動障がいのある人や重症心身障がいのある人に対応できる施設の整備や適切な人員の配置が望まれている一方、職員の確保が困難なため、定員の増員等の事業拡大が進まないという事業所の声もあります。

【見込量確保の方策】

- 強度行動障がいのある人が安心して通所できるよう、事業所の安定的な運営を支援する方策について検討します。
- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議の関係機関で課題を共有し、定員の増員や新たな方策について協議を進めます。

(2) 療養介護	所管課	社会福祉課
----------	-----	-------

事業内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	計画値	10	10	10	10	10	10
	実績値	9	10	9	/	/	/

【現況と課題】

- 療養介護は、病院等の施設で、医療的ケアに加え常時介護を要する重症心身障がいのある人等が利用しているサービスです。県内でも利用希望者が多いことから、待機者がいる状況です。

【見込量確保の方策】

- 療養介護利用希望の待機者の状況を把握することで、サービス提供事業所に空きが出たときにサービス調整ができるよう、情報収集、情報提供等に努めます。

(3) 就労継続支援A型	所管課	社会福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	一般企業等での就労が困難な人に雇用契約を結んだ上で働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月(日)	計画値	486	510	535	589	610	632
	実績値	561	557	569			
	達成率	115%	109%	106%			
利用者数(人)	計画値	29	30	31	31	32	33
	実績値	33	30	30			

【現況と課題】

- 市内のサービス提供事業所は1か所です。雇用契約を結び、最低賃金を保障する就労継続支援A型のサービス利用のニーズは年々高くなっており、近隣市の事業所などへ通所する利用者が増加しています。
- こうした就労ニーズを一般就労へつなげていけるような支援体制の構築が望まれます。

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人の働きたいという思いに添って、必要なサービスを利用できるよう、市外のサービス提供事業所を含め情報提供に努めます。
- また、施設等からの物品や役務の調達の推進も継続して実施します。今後も甲賀地域障害児・者サービス調整会議の関係機関で課題を共有し、今後の方策について連携して協議を進めます。

(4) 就労継続支援B型	所管課	社会福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月(日)	計画値	1,850	1,942	2,000	1,943	1,986	2,029
	実績値	1,741	1,991	1,914	/	/	/
	達成率	94%	103%	96%	/	/	/
利用者数(人)	計画値	111	118	121	135	138	141
	実績値	119	138	133	/	/	/

【現況と課題】

- 就労継続支援B型は就労の場としてニーズが高く、特別支援学校卒業者や自立した就労継続が難しくなった人の利用希望は年々増加しています。
- 今後も新卒者の進路保障や、就労を希望する人のための供給量の増加が望まれます。

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人の働きたいという思いに添って、必要なサービスを利用できるよう情報提供に努めます。
- また、施設等からの物品や役務の調達の推進も継続して実施します。今後も甲賀地域障害児・者サービス調整会議の関係機関で課題を共有し、今後の方策について協議を進めます。

(5) 就労移行支援	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月(日)	計画値	110	115	120	142	170	213
	実績値	46	120	114			
	達成率	42%	104%	95%			
利用者数(人)	計画値	14	15	15	15	17	19
	実績値	11	19	8			

【現況と課題】

- 市内の就労移行支援事業所は令和3年4月に1か所開設予定です。就労移行支援は原則2年間と定められていることから、利用者は期間終了後、一般就労や就労継続支援等に移行します。
- 特別支援学校卒業生等が、就労系サービスの進路をめざすには就労移行支援事業所によるアセスメントを実施することとされています。
- 甲賀福祉圏域の就労移行支援事業所数の増減があり、利用を希望する人へのサービス提供の調整が課題です。

【見込量確保の方策】

- 一般就労を希望する人が、必要なサービスを利用できるよう、市外のサービス提供事業所を含め情報提供に努めます。
- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議の関係機関で課題を共有し、協議を進めます。

(6) 就労定着支援	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	計画値	2	2	2	4	5	6
	実績値	2	2	3			

【現況と課題】

- 市内の就労定着支援事業所は令和3年4月に1か所開設予定です。一般就労に移行する障がいのある人の就労に伴う生活上の支援ニーズは、今後多様化し増大すると考えられます。生活面のさまざまな課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたって行う必要があります。

【見込量確保の方策】

- 一般就労の促進と就労の継続を図るため、サービス提供事業所との連携を強化し、サービスの利用促進を図ります。

(7) 自立訓練（機能訓練）	所管課	社会福祉課
----------------	-----	-------

事業内容	その人らしい日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月(日)	計画値	27	27	27	35	44	53
	実績値	38	64	26			
	達成率	141%	237%	96%			
利用者数(人)	計画値	2	2	2	4	5	6
	実績値	4	5	3			

【現況と課題】

- 地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人に対して行う訓練や、生活等に関する相談および助言などを行います。
- 利用期間が原則1年半と設定されているサービスで、市内にはサービス提供事業所はありません。利用者は市外事業所を利用しており、ここ数年は3～5人で推移しています。

【見込量確保の方策】

- その人らしい日常生活を営む上で、訓練を必要とする障がいのある人が、必要なサービスを利用できるよう情報提供に努め、サービス提供事業所および関係機関と連携し、サービスの利用促進を図ります。

(8) 自立訓練（生活訓練）	所管課	社会福祉課
----------------	-----	-------

事業内容	その人らしい日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月(日)	計画値	130	130	130	119	119	119
	実績値	86	118	102			
	達成率	66%	91%	78%			
利用者数(人)	計画値	21	21	21	20	20	20
	実績値	22	20	12			

【現況と課題】

- 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人に対して行う訓練や、生活等に関する相談および助言などを行います。サービスの利用期間が原則2年間と設定されています。

【見込量確保の方策】

- 訓練を必要とする障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、サービス事業所についての情報提供に努め、サービス提供事業所および関係機関と連携し利用の促進を図ります。

(9) 短期入所（ショートステイ）	所管課	社会福祉課
-------------------	-----	-------

事業内容	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月(人)	計画値	150	167	175	176	179	183
	実績値	159	176	80			
	達成率	106%	105%	46%			
利用者数(人)	計画値	48	49	50	53	54	55
	実績値	52	52	32			

【現況と課題】

- 短期入所利用日数の実績値は、少しずつ増加してきています。
- 介護者の入院やレスパイトなどで緊急に利用するケースや、近年は地域生活へ向けての事前準備のための体験での利用ニーズもあり、年間の利用日数は増加しています。
- 希望した際に利用できないこともあり、利用ニーズは大きくなっています。

【見込量確保の方策】

- 医療的ケアが必要な障がいのある人や行動障がいのある人などサービスが必要な人の緊急時の利用が可能な施設を確保するため、事業所および関係機関との連携を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。

ウ. 居住支援系サービス

(1) 自立生活援助	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	施設入所やグループホームを利用していた人でひとり暮らしを希望する人に対し、居宅への定期的な訪問や対応により円滑な地域生活に向けた支援を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	計画値	1	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	0			

【現況と課題】

- グループホーム等での集団生活ではなく、賃貸住宅等でのひとり暮らしを希望する障がいのある人の中には、理解力や生活力の問題などからひとり暮らしができない状況があります。
- ひとり暮らしへの移行を希望する人の地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応などを行う必要があります。

【見込量確保の方策】

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人が、本人の意思を尊重した地域生活を送れるよう、サービス提供事業所との連携を強化し、サービスの利用促進を図ります。

(2) 共同生活援助（グループホーム）	所管課	社会福祉課
---------------------	-----	-------

事業内容	障がいのある人に対し、共同生活を行う住居で入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画値	45	46	47	48	50	52
	実績値	45	44	46			
	達成率	100%	96%	98%			

【現況と課題】

- 地域生活移行の生活の受け皿として、ニーズは年々増大しており、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにもサービス基盤のさらなる確保が必要です。
- その一方で、利用者の経済的な負担の問題や、事業者と利用者のマッチングの問題、グループホーム支援員の人員体制の問題等で、サービス利用が進まない一面もあります。また、重度障がいのある人に対応できる施設整備も課題となっています。
- なお、グループホームの整備促進のため、市独自の補助制度を実施しています。

【見込量確保の方策】

- 長期入院者等の地域生活への移行を促進するためにもサービス基盤のさらなる確保が必要です。
- 引き続き、甲賀地域障害児・者サービス調整会議等を通して、グループホームの利用希望や利用実態等を把握し、グループホームの整備や定員増について促進すること等によりサービス量の確保を図ります。
- 今後、施設入所を希望される人については、重度障がいのある人なども含め対応できるようなグループホームなど、地域で暮らせる体制整備を進めます。

(3) 施設入所支援	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	介護が必要な人や通所が困難な人に居住の場を提供し、入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	計画値	34	34	34	39	40	41
	実績値	36	38	38	/	/	/
	達成率	106%	112%	112%	/	/	/

【現況と課題】

- 施設入所支援は、重度障がいのある人の夜間における日常生活の場としてニーズの高いサービスですが、甲賀福祉圏域内の入所施設では受け入れが困難な状況があり、施設入所の必要な人の利用が難しい状況です。
- 地域生活の支援体制が十分に整っているとは言いきれない現状のサービスの枠組みの中で、現在の施設入所者について、地域生活移行を行うことは、かえってQOLの低下につながるが見込まれます。
- 施設入所者の現状として、「児童福祉施設の入所者で18歳に達した時に本人の障がい特性や家庭基盤のせい弱さから、引き続き入所の必要なケース」や、「介護者の高齢化などにより在宅での生活が難しくなり施設入所を希望されるケース」などがあります。施設入所にあたっては、利用者との施設のマッチングの問題などから、甲賀福祉圏域内の施設等への入所が困難なケースもあり、圏域外の施設に入所される現状があります。

【見込量確保の方策】

- 定期的に待機者の状況を把握することで、サービス提供事業所で空きが出たときにスムーズにサービス調整ができるよう、情報収集、情報提供等に努めます。
- また、甲賀地域障害児・者サービス調整会議等の関係機関で課題を共有し、地域移行へ向けたサービス供給の課題や方策について協議を進めます。
- 今後、施設入所を希望される人については、重度障がいのある人なども含め対応できるようなグループホームなど、地域で暮らせる体制整備を進めます。

エ. 相談支援サービス

(1) 計画相談支援	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	サービス利用支援 障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス利用計画を作成します。
	継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数/年(人)	計画値	399	428	457	347	356	365
	実績値	343	352	243			
	達成率	86%	82%	53%			

【現況と課題】

- サービス等利用計画を作成することで障がい福祉サービス等の支給決定の際にサービス利用方法の実態が把握でき、より適切で効果的な支援を提供できるようになっています。
- サービスを利用する人が増加しているため、新たな相談支援事業所の参入、人材の確保が求められています。
- 計画相談支援事業所の中には委託の一般相談事業を併設している事業所もあり、担っている件数も多いことから、日々の相談事業に影響を及ぼしています。
- 計画相談支援事業単独事業所の開設が望まれ、ケース移管を進めていく必要があります。
- 基幹相談支援センターが中心となり、新規事業所やケース移管についての支援を行っています。
- 市内における専従の相談員数は、令和2年現在3名となっています。

【見込量確保の方策】

- 市内法人を中心に、計画相談支援事業所の新規開設や計画相談支援従事者、専従の相談員の増員について引き続き要請し、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。
- 市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する滋賀県に対し、研修の定員および実施回数の増加について要望していきます。
- 相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、基幹相談支援センターが中心となり助言や相談に対応するなど、地域の相談支援体制の充実を図ります。

(2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	所管課	社会福祉課
---------------------------	-----	-------

事業内容	<p>地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</p> <p>地域定着支援 居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</p>
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	利用者数(人)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	/	/	/
		達成率	0%	0%	0%	/	/	/
地域定着支援	利用者数(人)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	2	1	0	/	/	/
		達成率	200%	100%	0%	/	/	/

【現況と課題】

- 施設入所者や長期入院をしている人の地域生活への移行のニーズに対して、地域の体制が十分に整っていない現状です。

【見込量確保の方策】

- 施設入所者に対しては、計画相談支援等を通して地域移行希望を把握し、本人の意思を尊重した地域生活を送れるよう、サービス提供事業所との連携を強化し、サービスの利用促進を図ります。
- 入院している人に対しては、病院や地域移行支援事業所、地域定着支援事業所等との連携により、地域移行・地域定着を希望する人が支援を受けられるようにします。
- 相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業所への支援として、甲賀地域障害児・者サービス調整会議や基幹相談支援センターを通じて地域の相談支援体制の充実に努めます。

(2) 地域生活支援事業（必須事業）

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	所管課	社会福祉課
---------------------------	-----	-------

事業内容	障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。 障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修 ・啓発事業	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
自発的活動支援事業	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

【現況と課題】

- 理解促進研修・啓発事業としてアール・ブリュット等作品を身近な場所で展示することで、多くの人が、作品を通じて障がいのある人への理解を深め、障がいのある人が地域で自分らしい生活を送ることができる社会の実現をめざす取り組みをしています。
- 自発的活動支援事業では、障がい者団体や家族会による自発的な取り組みを支援するための補助を実施しています。

【見込量確保の方策】

- 引き続き、市民への障がい理解に向けての啓発活動や支援を行います。また、団体が自発的に行う活動を支援します。
- 市の広報紙やホームページに記事を掲載するなど、障がい理解の啓発を行います。
- 障がいのある人を理解し知識を深める講座等、障がいに関する理解と認識を深める出前講座を実施します。

(2) 障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	所管課	社会福祉課
--	-----	-------

事業内容	<p>障がい者相談支援事業 障がいのある人がその人らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。</p>
	<p>基幹相談支援センター等機能強化事業 地域での相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化に向けた取り組み等を行います。</p>
	<p>住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 一般住宅への入居に困難を抱えている障がいのある人に対して、住居等の確保と入居に必要な調整等を行うとともに、地域生活に向けての支援を行います。</p>

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	実施か所数（甲賀福祉圏域における設置数）	計画値	4	4	4	4	4	4
		実績値	4	4	4			
地域自立支援協議会	実施か所数（甲賀福祉圏域における設置数）	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施か所数（甲賀福祉圏域における設置数）	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施か所数（甲賀福祉圏域における設置数）	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			

【現況と課題】

- 障がい者相談支援事業は、甲賀福祉圏域の事業として市内2か所、市外（圏域内）2か所の法人へ委託して実施しています。
- 相談支援事業所が計画相談支援事業も併設し兼務している結果、計画相談支援事業に圧迫されている現状です。圏域全体の計画相談件数が増加しているため、相談支援事業へ大きな影響を及ぼしています。指定特定相談支援事業所の参入を促し、ケース移管を進めていく必要があります。
- 年々、個別の相談のニーズが複雑多岐にわたり、幅広い生活支援の充実が必要となってきました。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、1か所の法人に委託して実施しています。新規相談支援事業所への支援や相談支援専門員へのバックアップ支援等、地域の相談支援体制の整備・充実に関すること、また、甲賀地域障害児・者サービス調整会議の事務局の機能等を担っています。
- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、圏域の事業として1か所の法人に委託して実施しています。居住確保の支援が事業の目的ですが、住居確保の支援を開始するまでの家族間の調整や住居確保後も生活に関連する支援が継続して必要になるケースが多くあります。

【見込量確保の方策】

- 計画相談支援事業も併設し兼務している事業所の状況の改善のため、指定特定相談支援事業所の参入の促進や、相談支援専門員の増員によって、指定特定相談支援事業所へケース移管を進めていきます。
- 相談内容の多様化に対応するため、基幹相談支援センターが中心となって、新規相談支援事業所の支援や相談支援専門員のバックアップ支援、助言等を行うことで、地域の相談支援体制の充実を図ります。

(3) 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業	所管課	社会福祉課
--------------------------------------	-----	-------

事業内容	<p>成年後見制度利用支援事業 判断能力が十分でない障がいのある人等の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度利用を進めるとともに、利用にあたり公費の助成が必要なケースに対して、報酬費や手続きに係る経費を助成します。</p> <p>成年後見制度法人後見支援事業 判断能力が十分でない障がい者や高齢者を保護し支援する成年後見制度利用についての相談や普及・啓発・研修事業等を行います。</p>
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	2	2	2	3	4	5
		実績値	0	0	2	/	/	/
成年後見制度法人後見支援事業	実施か所数(甲賀福祉圏域における設置数)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	/	/	/

【現況と課題】

- 甲賀福祉圏域の事業として1か所の法人に委託して実施しています。
- 障がいの重度化や家族の高齢化などにより成年後見制度の関心が高まっています。
- 成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見人等の意思決定の支援が適切に行われることが求められています。令和3年度の、甲賀福祉圏域での成年後見制度利用促進計画の策定にむけて取り組んでいきます。

【見込量確保の方策】

- 事業の啓発を広く行うことで、必要とする人が利用できる環境を整備します。
- 市の広報紙やホームページに成年後見制度事業の啓発記事を掲載するなどし、制度の理解の啓発を行います。

(4) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成事業	所管課	社会福祉課
------------------------	-----	-------

事業内容	意思疎通支援事業 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う人の派遣などを行います。
	手話奉仕員養成事業 手話で意思疎通支援を行う人を養成します。

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数(人)	計画値	45	45	45	45	45	45
		実績値	45	45	40			
		達成率	100%	100%	89%			
手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2			
		達成率	100%	100%	100%			
手話奉仕員養成事業	講座修了見込者数(登録見込者数)(人)	計画値	-	20	-	26	20	26
		実績値	33	18	15			
		達成率	-	90%	-			

【現況と課題】

- 市の窓口にて、専任手話通訳者を2人配置しています。
- 市に登録している手話通訳者が少ないため、手話通訳者の確保が課題となっています。
- 手話奉仕員養成講座では「入門・ステップアップ」、「基礎・レベルアップ」の講座を1年おきで開催し、手話通訳者の養成を図っています。レベルアップ講座修了後の滋賀県手話通訳者養成講座を経て、手話通訳者全国統一試験の合格までには至っていないのが現状です。

【見込量確保の方策】

- 手話の習得の程度に応じた研修を継続的に実施し、手話奉仕員・手話通訳者をめざす人を養成します。
- 遠隔手話通訳サービスを利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化について検討していきます。

(5) 日常生活用具給付等事業	所管課	社会福祉課
-----------------	-----	-------

事業内容	在宅の重度障がいのある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具の給付（貸与）を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	給付件数(件)	計画値	5	5	5	11	15	15
		実績値	6	4	8			
自立生活支援用具	給付件数(件)	計画値	10	10	10	10	10	10
		実績値	7	12	4			
在宅療養等支援用具	給付件数(件)	計画値	14	14	14	12	12	12
		実績値	7	13	6			
情報・意思疎通支援用具	給付件数(件)	計画値	45	45	45	56	60	60
		実績値	49	50	52			
排泄管理支援用具	給付件数(件)	計画値	1,500	1,530	1,550	1,482	1,485	1,485
		実績値	1,519	1,449	1,479			
居住生活動作補助用具	給付件数(件)	計画値	4	4	4	4	4	4
		実績値	2	2	2			

【現況と課題】

- 日常生活用具の給付対象者は65歳以上の方が半数以上を占めていることから、今後、利用者の高齢化に伴って、更に給付件数の増加が見込まれます。
- 排泄管理支援用具については膀胱機能障がい・直腸機能障がいのある人の増加により、給付件数が増えています。
- 令和元年度に災害時等の緊急時の備えとして、在宅療養等支援用具に人工呼吸器用自宅発電機又はバッテリーの給付を加えました。

【見込量確保の方策】

- 日常生活用具を適切に給付できるよう、引き続き制度の周知と利用促進を図ります。

(6) 移動支援事業	所管課	社会福祉課
------------	-----	-------

事業内容	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
------	--------------------------------------

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	延べ 利用時間	計画値	440	445	450	261	275	289
		実績値	406	244	123			
		達成率	92%	55%	27%			
	利用者数	計画値	22	23	24	19	20	21
		実績値	18	14	18			

【現況と課題】

- 市内の移動支援事業所は4か所、甲賀福祉圏域内の移動支援事業所は甲賀市・湖南省で合わせて6か所です。適切な利用を促進する上で、利用のしやすさの改善等が課題となっています。
- ガイドヘルパーの不足も大きな課題となっています。

【見込量確保の方策】

- 利用者のニーズの把握、事業者等の意見聴取を行い、地域の実情に応じた柔軟な運用に努めます。

(7) 地域活動支援センター事業	所管課	社会福祉課
------------------	-----	-------

事業内容	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I型	実施か所数 (甲賀福祉圏域)	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	/	/	/
		達成率	100%	100%	100%	/	/	/
II型	実施か所数 (甲賀福祉圏域)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	/	/	/
		実績値	100%	100%	100%	/	/	/
III型	実施か所数 (甲賀福祉圏域)	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	/	/	/
		達成率	0%	0%	0%	/	/	/

【現況と課題】

- 地域活動支援センター事業には、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉・地域の社会との連携強化、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための事業を行い、相談支援事業をあわせて実施するI型、就労等が難しい在宅の障がいのある人に機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するII型、地域の障がいのある人の援護の事業を行うIII型があります。
- 市内ではI型、II型の事業をそれぞれ1か所へ委託実施しています。

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人が、地域においてその人らしい日常生活または社会生活を営むための相談支援や創作的活動・生産活動の場の提供を行うことで、支援体制の強化に努めます。

(3) 地域生活支援事業（任意事業）

(1) 訪問入浴サービス事業	所管課	社会福祉課
----------------	-----	-------

事業内容	地域での障がいのある人の生活を支援するため、訪問入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	計画値	4	4	4	4	4	4
	実績値	4	4	4			
	達成率	100%	100%	100%			

【現況と課題】

- 市外の1か所の事業所に委託し、実施しています。
- 利用者数におおきな変化はありません。

【見込量確保の方策】

- 必要な人にサービスの提供ができるよう制度の周知を図るとともに、委託業者と連携しサービスの質の維持・向上に努めます。

(2) 日中一時支援事業	所管課	社会福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	障がいのある人などに日中における活動の場を確保し、介護者（家族）の就労を支援するとともに、一時的な休息を確保します。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数/年(日)	計画値	3,300	3,300	3,300	3,720	3,775	3,832
	実績値	3,748	3,764	3,630	/	/	/
	達成率	114%	114%	110%	/	/	/
実施か所数(甲賀福祉圏域)	計画値	9	9	9	11	11	11
	実績値	8	8	8	/	/	/

【現況と課題】

- 市内の日中一時支援事業所は5か所です。
- 18歳未満の障がいのある子どもについては、放課後等デイサービスと併用しながら、日中における活動の場を確保しています。
- 今後、放課後等デイサービスを利用していた人が18歳を迎えた後、日中活動系サービス事業所への通所後に日中一時支援事業を利用する人の増加が見込まれます。

【見込量確保の方策】

- 利用者のニーズの把握や、事業者等の意見聴取を行い、地域の実情に応じた柔軟な運用に努めます。

(3) 発達障がい者に対する支援	所管課	社会福祉課
------------------	-----	-------

事業内容	保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応が行えるよう支援体制の充実を図るため、以下の事項について指標を定め、取り組みを推進します。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング ²⁵ やペアレントプログラム ²⁶ 等の支援プログラムの受講者数	計画値	/			0	0	5
	実績値	/			/	/	/
ペアレントメンター ²⁷ の人数	計画値	/			0	5	5
	実績値	/			/	/	/
ピアサポートの活動への参加人数	計画値	/			0	5	5
	実績値	/			/	/	/

【現況と課題】

- 現在、児童発達支援事業内で取り組んではいますが、広く市民向けのプログラムは実施していません。今後、指導者の確保や市独自のプログラムの作成など、実施に向けての準備が必要です。

【見込量確保の方策】

- 利用者のニーズを把握するとともに、既存の講習などへの参加を促します。また、市のプログラムを作成し、スムーズな実施に努めます。

²⁵ ペアレントトレーニング:保護者や養育者を対象に、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチのひとつ。

²⁶ ペアレントプログラム:子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。

²⁷ ペアレントメンター:「メンター」とは「信頼のおける仲間」という意味で、発達障がいの子どもを育てた保護者とその育児経験を活かし、同じ親の立場から、子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して、グループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブックの作成や情報提供を行う。

II. 児童福祉法によるサービス

(1) 児童発達支援	所管課	社会福祉課（発達支援室）
------------	-----	--------------

事業内容	未就学の障がいのある子どもに対する支援として通所による療育活動を行います。
------	---------------------------------------

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月(日)	計画値	110	110	110	142	148	153
	実績値	112	142	137			
	達成率	102%	129%	125%			
利用者数(人)	計画値	50	52	55	53	55	57
	実績値	54	58	51			

【現況と課題】

- 児童発達支援は、市内に1か所、湖南省通所支援センターで行っています。
- 子どもの発達や園での状況、保護者の理解度、さらにサービス利用の時期などを総合的に判断し、支援の必要な児童が必要な時期に利用しています。

【見込量確保の方策】

- 湖南省通所支援センターを中心に、関係機関と連携しながら地域において早期療育、早期支援の体制を維持します。

(2) 医療型児童発達支援	所管課	社会福祉課
---------------	-----	-------

事業内容	医療の提供の必要な未就学の障がいのある子どもに対する支援として、通所による療育活動を行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月(日)	計画値	9	9	9	9	9	9
	実績値	0	0	0	/	/	/
	達成率	0%	0%	0%	/	/	/
利用者数(人)	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	0	/	/	/

【現況と課題】

- 対象児童のニーズによって利用量の変動があり、最近3年間は利用実績がありません。
- 保護者、サービス提供事業所、保育園等の関係者が連携しながら支援することが求められています。

【見込量確保の方策】

- 関係機関の連携のもとで、スムーズに療育や保育園等を利用できるように努めます。

(3) 放課後等デイサービス	所管課	社会福祉課
----------------	-----	-------

事業内容	就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月(日)	計画値	504	544	587	560	609	665
	実績値	507	556	498	/	/	/
	達成率	101%	102%	85%	/	/	/
利用者数(人)	計画値	69	76	84	80	87	95
	実績値	71	80	68	/	/	/

【現況と課題】

- 日中一時支援事業よりも療育的なサービスや送迎サービスが受けられることから、利用ニーズは大きく、利用者数・利用日数ともに年々大幅に増加しています。
- 要因としては、事業の周知が進み、利用希望者の増加等が挙げられます。サービスの量的確保に加えて、障がいの特性に応じたサービスが求められます。
- 令和元年度末に念願であった重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービスを圏域で設置することができました。医療的ケアに従事する人材確保が次の課題となっています。

【見込量確保の方策】

- 関係機関と連携をとりながら、利用者の発達状況や障がいの特性に応じた質の高いサービスの提供を図ります。

(4) 保育所等訪問支援	所管課	社会福祉課（発達支援室）
--------------	-----	--------------

事業内容	保育所等の施設に通う障がいのある子どもに対して、その施設を訪問して、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
------	--

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月(日)	計画値	55	55	55	61	64	67
	実績値	56	63	59			
	達成率	102%	115%	107%			
利用者数(人)	計画値	60	60	60	59	62	65
	実績値	41	59	57			

【現況と課題】

- 保育所等訪問支援事業は、市内に1か所、湖南省通所支援センターで行っています。平成24年度から実施しており、利用者は湖南省通所支援センターと契約し、保育園等と専門機関との連携を希望しています。現在、専門機関に通所している方が対象となり、保育所等訪問支援事業のみでも利用可能になるよう拡充していく必要があります。

【見込量確保の方策】

- 市民が利用しやすい体制整備をめざして、保育園、専門機関等と連携を図る取り組みを行います。

(5) 居宅訪問型児童発達支援	所管課	社会福祉課（発達支援室）
-----------------	-----	--------------

事業内容	重症心身障がいのある子どもなどに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得の支援などを行います。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日数/月(日)	計画値	0	0	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	/	/	/
	達成率	0%	0%	0%	/	/	/
利用者数(人)	計画値	0	0	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	/	/	/

【現況と課題】

- 重度障がいの子どものうち、児童発達支援や医療型児童発達支援に通所してサービスを利用することが難しい子どもに対して居宅を訪問し、発達支援を行います。
- 発達支援室の訪問事業と併用しながら、支援の必要な子どもにサービスを提供します。

【見込量確保の方策】

- 健康政策課、幼児施設課等と連携し、利用ニーズの把握や制度内容の周知に努めます。

(6) 障がい児相談支援	所管課	社会福祉課
--------------	-----	-------

事業内容	サービス利用支援 障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障がい児支援利用計画を作成します。
	継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	計画値	127	136	146	134	149	166
	実績値	139	155	124			
	達成率	109%	114%	85%			

【現況と課題】

- 放課後等デイサービスなどの利用者数の増加に伴って、障がい児相談支援の利用者数が増加しています。児童を対象とする相談支援事業所が不足している状況で、指定障がい児相談支援事業所の確保が課題となっています。
- 湖南省通所支援センターを利用する子どもについては、主に湖南省児童相談支援事業所が行っています。

【見込量確保の方策】

- 市内法人を中心に、障がいのある子どもを対象とする相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増員について引き続き要請し、設置の促進につなげていきます。
- 市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する滋賀県に対し、研修の定員および実施回数の増加について要望していきます。
- 相談内容の多様化に対応するため、障がい児相談支援事業者への支援として、基幹相談支援センターが中心となり助言や相談に対応するなど、地域の相談支援体制の充実を図ります。

(7) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	所管課	社会福祉課
---------------------------	-----	-------

事業内容	医療的ケアが必要な子どもに対し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。
------	---

【サービスの実績と見込量】

指標		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数(人)	計画値	-	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			

【現況と課題】

- 医療的ケアが必要な子どもは、乳幼児期には医療型児童発達支援を利用し、保育園等にも通所しています。学齢期には学校に通いながら、必要に応じて放課後等デイサービスなどの利用希望もあります。これらのサービス調整のため、関係機関との緊密な連携が必要となります。

【見込量確保の方策】

- 医療的ケアが必要な障がいのある子どもの在宅生活を継続していかこうとする場合、保健、医療および障がい福祉だけでなく、保育、教育等の支援も重要であることから、甲賀地域障害児・者サービス調整会議の中で医療的ケア児者支援協議会を設置しました。
- コーディネーターとの連携の充実や資質向上等が今後の課題です。

第6章：計画の推進

(1) 計画の進行管理

計画の進行管理にあつては、湖南省役所の障がい福祉に係る主管課が所管するものとして、毎年度、決算・予算編成の時期を踏まえて、主要な事務事業の評価と予算への反映を行い、また、計画期末には、各年度の主要事業評価を踏まえた施策評価を行い、次期計画の策定に資するよう図るものとしてします。

適切な評価を行うため、障がい福祉主管課が評価資料を調整し、湖南省障がい者施策推進協議会に諮って、意見を求めるものとしてします。

湖南省障がい者施策推進協議会は、「たて・よこ・ななめにすき間なく」の考え方のもと、

- すべての行政分野での連携の促進
- 市民・地域・事業者等のそれぞれの取り組みの促進
- 協働による取り組みの充実

を図る観点から、総合的なまちづくりに資する意見を述べるものとしてします。

(2) 第2次障がい者計画（改訂版）の達成状況

第2次計画（改訂版）における、施策ごとの指標の実績と評価を以下に示します。

達成状況：◎…目標達成 ↗…当初より増加 ↘…当初より減少

施策	指標名	単位	当初値 (平成27年)	目標値	実績値 (令和元年)	達成状況
施策1	湖南省発達支援室での面談件数	(件/年)	2,193	2,300	3,438	◎
施策2	就学前の子ども(5歳児)が専門機関(療育教室・ことばの教室)につながっている割合(5歳児全児童の内)	(%)	17.3	17.5	17.2	↘
施策3	中学3年生で、ことばの教室・ふれあい教育相談室に通級および特別支援学級に在籍している生徒の中で、個別の教育支援計画(個別移行計画)を作成している割合	(%)	100	100	100	◎
施策4	放課後等デイサービス実利用者数	(人)	40	84	80	↗
施策5	障がい者スポーツ大会参加者(県障がい者スポーツ協会、市体育協会が開催するもの)	(人)	158	164	249	◎

◆第6章 計画の推進

施策	指標名	単位	当初値 (平成27年)	目標値	実績値 (令和元年)	達成状況
施策6	障がいのある人の一般就労への移行者数 (福祉施設から一般就労した人)	(人)	2	3	4	◎
	障がいのある人の一般就労への移行者数 (甲賀地域働き暮らし応援センターの支援により一般就労した人)	(人)	24	25	28	◎
施策7	計画相談事業所数	(か所)	5	10	7	↗
施策8	サービス等利用計画の作成件数	(件)	306	457	352	↗
施策9	特別障害者手当等の受給者数 (特別障害者手当)	(人)	66	70	70	◎
	特別障害者手当等の受給者数 (障害児福祉手当)	(人)	31	33	21	↘
施策10	グループホームの利用者数	(人)	42	47	44	↗
施策11	自立支援医療(更生医療)の受給者数	(人)	162	170	172	◎
	自立支援医療(育成医療)の受給者数	(人)	21	25	17	↘
	自立支援医療(精神通院医療)の受給者数	(人)	588	713	747	◎
施策12	発達障がいについて理解を深める研修会参加者数(2年毎に開催)	(人)	35	50	38	↗
施策13	湖南市ボランティアセンター登録の障がい者支援ボランティアグループの活動件数	(件)	520	520	537	◎
施策14	手話奉仕員養成講座(レベルアップ編)修了者数	(人)	14	17	17	◎
施策15	障がい者自動車燃料費助成券交付者数	(人)	110	129	122	↗
	福祉タクシー運賃助成券交付者数	(人)	106	148	133	↗
施策16	避難行動要支援者名簿登録率	(%)	54.2	69.6	46.9	↘

(3) 甲賀福祉圏域（甲賀市・湖南市）での連携

甲賀地域障害児・者サービス調整会議において、計画の推進に係る圏域連携を調整していきます。また、甲賀市・湖南市地域福祉人材確保事業推進協議会において、福祉人材の計画的な育成・確保に努めます。

【甲賀地域障害児・者サービス調整会議の目的と機能】

甲賀地域に居住する障がい児（者）に関する福祉、就労、保健、医療等の各種サービスを総合的に調整、推進するとともに、教育との連携強化を目的とする。

- ① 訪問・相談活動を通じ、障がい児（者）のニーズの把握、各種サービスの充足状況および問題点の把握を行う。
- ② 複合ニーズを有するケース等についての具体的な処遇方針の策定および関係するサービス提供機関へのサービス提供要請等を行う。
- ③ 甲賀地域の障がい児（者）に対するサービス提供の問題点を整理し、在宅福祉サービスの供給についての調査研究を行う。

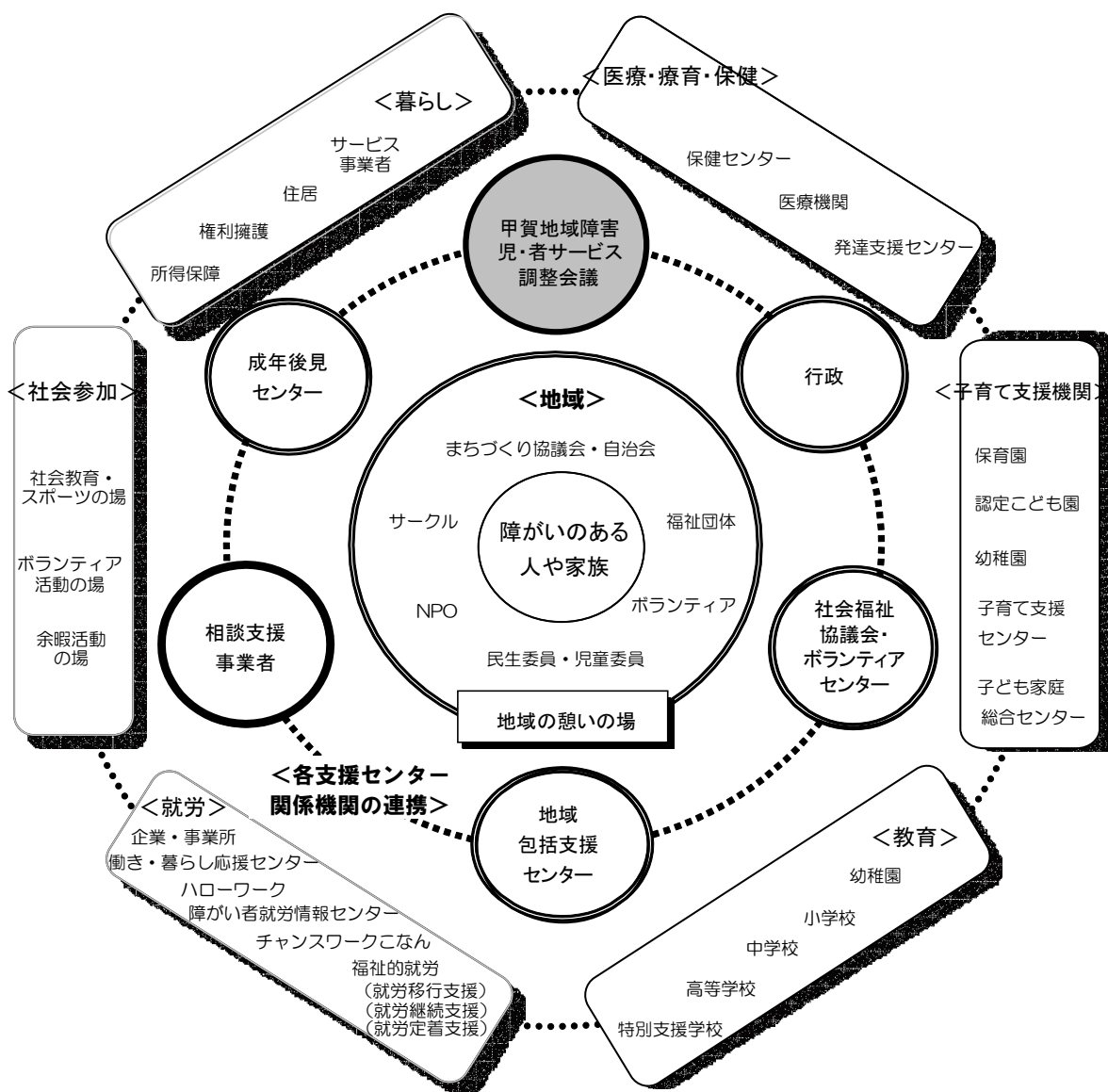


■甲賀地域障害児・者サービス調整会議の様子

(4) 国・県との連携

今後も障がい者施策に関する制度改正等を踏まえ、国・県と連携しながら施策の展開を図っていきます。

たて・よこ・ななめにすき間なく、 みんなが担う「もれない支援」の体制のイメージ



湖南省では「湖南省地域福祉計画」において、「もれない支援システム」の考え方を示しています。

その主旨は、市民一人ひとりを中心にとらえて、支援を必要とする人が、サービスから取り残されることがないように体制を整備しようとするもので、地域共生社会づくりの考え方と合致するものです。

上記の体制図は、こうした「もれない支援」の考え方を大前提として、障がい福祉の施策領域を中心とする体制について詳細に示したものです。